総合評価書

(行政課題 緊急治安対策プログラムの推進)

平 成 1 9 年 7 月 国家公安委員会・警察庁

はじめに

「緊急治安対策プログラム」は、警察庁が、平成15年8月、危険水域にある治安情勢の下、犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、当面、警察が緊急かつ重点的に取り組んでいく対策を取りまとめ、公表したものである。同プログラムでは、おおむね3年程度を目途として、記載された施策の実現に向けて取組みを進め、国民が安心して暮らせる安全な社会の確立を目指していくこととされた。

国家公安委員会及び警察庁では、17年9月、「緊急治安対策プログラム」の 推進は社会経済や国民生活に与える影響が大きいことから、「緊急治安対策プログラムの推進」について、16年から18年までの3年間で、総合評価方式によ る政策評価を実施することとした。

そして、18年末をもって「緊急治安対策プログラム」の策定から約3年半が 経過したことから、同プログラムに盛り込まれた全施策について、政策の効果 を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を 分析するため、この評価書を取りまとめたものである。

なお、「緊急治安対策プログラムの推進」については、17年12月に、その評価経過を記載した経過報告書を作成している。

目次

第1章	評価の対象とした政策等	3
第2章	各政策の評価の結果	9
第1	犯罪抑止のための総合対策	
1	街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進	10
2	深刻化する少年犯罪への対応	21
3	重要犯罪等に対する捜査の強化	29
第2	組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策	38
第3	テロ対策とカウンターインテリジェンス(諜報事案対策)	
1	情報収集・分析機能の強化	49
2	事案対処態勢等の強化	52
第4	サイバー犯罪及びサイバーテロ対策	57
第5	新たな政府目標の達成に向けた総合的な交通事故防止対策	65
第6	治安基盤の確立	
1	人的基盤の強化等	72
2	留置施設の整備等	75
3	治安関係機関との連携	78
4	警察の業務の在り方の見直し等	84
労っ辛	製価の結果	03

第1章 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

平成15年8月、警察庁は、「緊急治安対策プログラム」を策定・公表した。 このプログラムは、危険水域にある治安情勢の下、犯罪の増加の基調に早急 に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、当面、警察が緊急かつ重点的 に取り組んでいく対策を取りまとめたものである。

14年は刑法犯の年間認知件数が285万3,739件と7年連続で戦後最多を記録し、刑法犯検挙率は過去最低の水準となり、街頭犯罪や侵入犯罪の急激な増加、刑法犯検挙人員の4割を占める少年犯罪、重要凶悪犯罪の増加、来日外国人犯罪や暴力団犯罪等の組織犯罪等が、国民の日常生活に多大の不安を抱かせ、さらには、社会のグローバル化、IT化に伴い、国際テロ、北朝鮮にかかわる問題、サイバー犯罪・サイバーテロ等新たな脅威に直面し、悲惨な交通事故から国民を守るための総合的な対策も大きな課題であった。他方、増加の一途をたどる犯罪の捜査、刑事司法の精密化、各種相談業務の増加等により、第一線警察の業務負担は深刻な状況にあった。

そこで、警察として、おおむね3年程度を目途として、このプログラムに 記載された施策の実現に向けて取組みを進め、国民が安心して暮らせる安全 な社会の確立を目指していくこととした。

── <「緊急治安対策プログラム」の骨子> −

- 1 犯罪抑止のための総合対策
- (1) 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進

犯罪抑止のための犯罪情勢の分析、情報提供の推進

交番機能の強化

地域警察官による街頭活動の一層の強化

「安全・安心まちづくり」のためのスーパー防犯灯の整備等

地方公共団体、ボランティア等との連携

警備業の育成と活用

(2) 深刻化する少年犯罪への対応

非行集団対策の推進

関係機関等と連携した少年サポートチームの普及促進

出会い系サイト対策の推進

少年問題に関する共同研究

少年事件捜査の効率化に向けた検討

(3) 重要犯罪等に対する捜査の強化

自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

高度な捜査力を有する部隊の広域的展開等の推進 高度なDNA型鑑定の導入及び積極的活用 プロファイリング(犯人像等の推定)の導入 ヤミ金融事犯の取締りの強化等

2 組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策

組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整

暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底

新たな捜査手法の検討

入国管理局等と連携した諸対策の推進

中国公安部との協力による犯罪対策

事前旅客情報システム(APIS)の整備

- 3 テロ対策とカウンターインテリジェンス(諜報事案対策)
- (1) 情報収集・分析機能の強化

外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な関係の構築等 警備情報の収集・分析能力の強化

国としての国際テロ等に係る情報収集等の在り方の明確化

(2) 事案対処態勢等の強化

国の治安責任の明確化等

国際テロ特別機動展開部隊(仮称)の設置等

テロ対策に資する法制の研究

4 サイバー犯罪及びサイバーテロ対策

国によるサイバー犯罪の指導調整等

外国機関との連携の強化

サイバーテロ対策の強化

5 新たな政府目標の達成に向けた総合的な交通事故防止対策

新たな駐車対策法制の整備

悪質・危険性、迷惑性の高い運転行為への対策の強化

アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進

- 6 治安基盤の確立
- (1) 人的基盤の強化等

地方警察官の増員等

治安情勢等に応じた都道府県警察の組織の在り方の検討

新警察移動通信システムの整備

(2) 留置施設の整備等

留置施設の整備による過剰収容の解消

集中護送の推進等効率化の促進

(3) 治安関係機関との連携

検察庁との連携による効率的な捜査運営等

水際対策強化のための関係省庁との連携

自衛隊との連携強化

テロ防止のための関係省庁との連携等

(4) 警察の業務の在り方の見直し等

警察の業務の在り方の見直し

都道府県警察における関係機関との役割分担の確立

国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策

2 政策評価所管課及び評価を実施した期間

(1) 政策評価所管課

評価の対象となる政策を所管する課(政策所管課)は、次のとおりである。

長官官房総務課

長官官房人事課

長官官房国際課

生活安全局生活安全企画課

生活安全局地域課

生活安全局少年課

生活安全局生活環境課

生活安全局情報技術犯罪対策課

刑事局刑事企画課

刑事局捜査第一課

刑事局犯罪鑑識官

刑事局組織犯罪対策部企画分析課

刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課

刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官

交通局交通企画課

交通局交通指導課

交通局交通規制課

警備局警備企画課

警備局公安課

警備局警備課

警備局外事情報部外事課

警備局外事情報部国際テロリズム対策課

情報通信局情報通信企画課

情報通信局通信施設課

情報通信局情報技術解析課

(2) 評価を実施した期間

平成16年から18年までの間

3 評価の観点

評価の観点としては、第1に、プログラムに掲げられた施策は、警察が緊急かつ重点的に取り組んでいくものを取りまとめたものであることから、施 策の取組み状況を把握し、その実績を明らかにすることにある。

第2に、犯罪の増加の基調に歯止めを掛け、国民の不安を解消するという プログラムの目的がプログラムに掲げられた施策を実施することで達成され たかどうか、すなわち、プログラムに掲げられた施策の実施による効果を明 らかにすることにある。

第3に、十分に実施されていない又は効果が上がっていない施策があれば その原因を明らかにし、今後の警察行政の在り方についての方向性を示すこ とにある。

4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

この報告書の作成に当たっては、平成19年6月15日に開催した警察庁政策 評価研究会において、報告書の記載内容や記載方法等について、意見を聴取 した上で作成した。

5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

警察庁において取りまとめている業務統計、内閣府の「治安に関する世論調査」(平成18年12月実施)等を使用している。

なお、「緊急治安対策プログラム」の策定前後での効果を把握するため、

統計数値については、13年から15年までの各年の平均値と、16年から18年までの各年の数値とを比較することを原則としている。

第2章 各政策の評価の結果

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第1 犯罪抑止のための総合対策

1 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進

(政策所管課:生活安全企画課、地域課、刑事企画課)

1 政策の内容

(1) 犯罪抑止のための犯罪情勢の分析、情報提供の推進

警察庁に「犯罪抑止対策室」(仮称)を設けるとともに、地理情報等を用いた犯罪情勢の分析やインターネットホームページ等を通じた国民への犯罪情報の提供を推進する。

(2) 交番機能の強化

交番勤務員の増員及び交番の配置見直しを行うことにより、交番勤務員の不在が常態化している「空き交番」の解消を目指すとともに、あわせて交番相談員や警ら用無線自動車の活用により、交番に対する支援機能を充実させ、交番機能の強化を図る。

(3) 地域警察官による街頭活動の一層の強化

犯罪の多発時間帯、多発地域における執行力を強化し、地域警察官の街頭における 職務質問による検挙その他の取締り活動を一層推進する。この場合において、軽犯罪 法や条例違反等の違反行為に対する適切な指導取締りを積極的に行う。また、新たに 制定された「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」に基づき、適正かつ効果的 な取締りを進める。

(4) 「安全・安心まちづくり」のためのスーパー防犯灯の整備等

街頭犯罪多発地域等を中心に街頭緊急通報システム (スーパー防犯灯)(注1)及び子ども緊急通報装置(注2)の更なる整備を推進し、国民の安心感を高める。また、防犯性能の高い建物部品の普及を促進する。

注1:非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で緊急時に は警察への通報と周辺の映像の伝送ができるもの

注2: 非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備えた装置で、通 学路、児童公園等に設置され、緊急時には警察への通報ができるもの

(5) 地方公共団体、ボランティア等との連携

地方公共団体との連携を強化するとともに、自主防犯行動を促進するため、防犯活動に従事するボランティアや防犯設備士との連携・協力態勢の構築等を図る。

(6) 警備業の育成と活用

「犯罪抑止対策室」(仮称)において、国民の自主防犯行動を補完又は代行する警備業を警察の犯罪抑止対策体系に積極的に位置付けるとともに、検定・教育制度の活

性化等により、警備業務の種別に応じた専門的な知識及び能力の向上を図る。また、 緊急地域雇用創出特別交付金(基金)を活用した警備業者等による防犯パトロール事 業を推進する。

2 実施事項

(1) 犯罪抑止のための犯罪情勢の分析、情報提供の推進

平成16年4月、生活安全企画課に犯罪抑止対策室を設置した。

16年1月から17年3月にかけて、犯罪情報地理分析システム(注3)を群馬、三重及び福岡の3県に試験的に整備した。

「国民に対する防犯情報の提供の推進について(通達)」(15年11月14日付け警察庁丁生企発第371号)により、都道府県警察に対し、国民に対する防犯情報の提供の在り方の見直しや適切な防犯情報の提供の推進について指示した。

注3:地理情報システム(GIS:Geographic Information System)を用いて、個々の犯罪のデータを電子地図上に表示し、地理的・時間的な犯罪発生状況の比較・分析を行うことなどにより、合理的・効率的な捜査力の運用、防犯対策の実施、警察官の配置等に役立てることを目的としたシステム

(2) 交番機能の強化

「治安情勢に対応した交番機能の強化について(通達)」(平成15年12月25日付け警察庁丙地発第37号、丙人発第424号)により、都道府県警察に対し、交番勤務員の増配置、交番の配置見直し、交番相談員や警ら用無線自動車の活用による交番に対する支援機能の充実等を通じ、「空き交番」(注4)を解消し、交番機能の強化を図るよう指示した。さらに、各都道府県警察における「空き交番」解消の進捗状況に応じた指導を実施した。

注4:地域警察官の不在が常態化している交番

(3) 地域警察官による街頭活動の一層の強化

「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等について(通達)」(平成13年8月10日付け警察庁丙地発第35号)により、都道府県警察に対し、国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針を示していたところであるが、16年12月、「治安を回復するための街頭活動の強化について(通達)」(16年12月28日付け警察庁丙地発第36号)により、都道府県警察に対し、きめ細かいパトロール、「見せるパトロール」の実施等のパトロールの強化、立番、駐留警戒等の強化等を内容とする街頭活動を引き続き強化するよう指示し、さらに、「細やかな勤務管理による立番勤務の徹底について(通達)」(18年3月10日付け警察庁丁地発第20号)により、交番における立番勤務を徹底するよう指示した。

(4) 「安全・安心まちづくり」のためのスーパー防犯灯の整備等

平成12年2月に、道路、公園、駐車・駐輪場等の防犯基準や共同住宅に関する防犯上の留意事項を定めた「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定し、犯罪防止に配慮した環境設計による犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進してきたが、その後、15年7月に、関係省庁と共に、市街地の特性に応じた防犯対策等を取りまとめた「防犯まちづくりの推進について」を公表するなど、更なる検討を行い、18年4月には、「安全・安心まちづくり推進要綱」を改正し、住宅等の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備及び管理の一層の推進を図った。

16年度以降、補助事業として街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置を整備しており、19年度予算においても、スーパー防犯灯及び子ども緊急通報装置の整備に要する経費を措置した。

14年11月から、関係省庁及び民間団体と「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を開催し、16年4月には、建物部品の防犯性能試験に基づき、一定の防犯性能があると評価された建物部品を登載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表し、同年5月に、この目録に登載された建物部品に共通して使用する標章である「CPマーク」を制定した。また、同年10月には、「防犯性能の高い建物部品目録」のウェブサイトの運用を開始した。

(5) 地方公共団体、ボランティア等との連携

会議等の場を通じ、地方公共団体の犯罪抑止に向けた取組みが推進されるように働き掛けを行った。

市町村や消防と連携しながら地域住民の行う自主防犯活動を支援し、地域社会の治安回復を目指すため、平成16年6月、「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」を策定した。このプランにおいて、防犯ボランティア団体に対し必要な装備資機材を提供し、犯罪情報・防犯情報の発信を行うほか、公的施設を活用するなどして、自主防犯活動の拠点「地域安全安心ステーション」を設けるなど自主防犯活動への参加を拡大するための取組みを推進することとした。

犯罪対策閣僚会議が17年6月に策定した「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」において、防犯ボランティア全国ネットワークの形成を掲げたことから、警察庁のウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を立ち上げ、防犯ボランティアの双方向的なネットワークの形成を図ることとした。

国土交通省と連携し、16年12月1日から、青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロールの実施が可能となるよう仕組みづくりを行い、防犯ボランティアの活動を支援を図ることとした。

「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・ 強化の推進について」(16年11月8日付け警察庁丙生企発第64号)により、都道府 県警察に対し、警察による自主防犯活動への支援を補完する役割として、専門的知識及び経験を有する防犯設備士の配置の促進を図るよう指示した。

18年4月、「防犯優良マンション認定制度の構築について」(18年4月20日付け警察庁丁生企発第165号)において、都道府県警察に対し、都道府県における防犯設備士団体の組織化への支援を行うとともに、これら団体と連携を図り、防犯優良マンション認定制度の構築を図るよう指示した。

(6) 警備業の育成と活用

警備員の知識及び能力の向上並びに警備業務の依頼者の保護のため、警備員指導教育責任者の警備業務の区分ごとの選任、社会の安全上重要な一定の種別の警備業務における検定を受けた警備員の配置の義務付け、警備員等の検定の手続の法定化、警備業者に対する契約の際の書面交付の義務付け等を内容とする警備業法の一部を改正する法律案を第159回国会に提出した。(平成16年5月26日公布、17年11月21日施行)

15年10月、(社)全国警備業協会の会議において、緊急治安対策プログラムに基づいた緊急地域雇用創出特別交付金(基金)を活用した警備業者等による防犯パトロール事業の推進について、指導・教養を実施した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の認知状況及び検挙状況

ア 主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知状況

平成16年から18年までの各年の主な街頭犯罪(注5)の認知件数は、それぞれ 127万5,413件、108万6,497件、94万3,614件であり、13年から15年までの平均(159万2,078件)と比べ、それぞれ31万6,665件(19.9%) 50万5,581件(31.8%) 64万8,464件(40.7%)減少した。

16年から18年までの各年の主な侵入犯罪(注6)の認知件数は、それぞれ33万1,228件、28万1,499件、23万8,389件であり、13年から15年までの平均(36万1,256件)と比べ、それぞれ3万28件(8.3%)、7万9,757件(22.1%)、12万2,867件(34.0%)減少した。

注5:路上強盗、ひったくり、強姦(街頭)強制わいせつ(街頭)略取誘拐(街頭)暴行(街頭)傷害(街頭)恐喝(街頭)自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい

注6:侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入

【主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
主な街頭犯罪	1,664,309	1,630,549	1,481,377	1,275,413	1,086,497	943,614
主な侵入犯罪	332,719	374,602	376,446	331,228	281,499	238,389

イ 主な街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況

16年から18年までの各年の強姦、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、傷害及び恐喝を除く主な街頭犯罪の検挙件数は、それぞれ17万9,411件、15万8,743件、14万9,576件であり、13年から15年までの平均(16万225件)と比べ、16年には1万9,186件(12.0%)増加したが、17、18年には1,482件(0.9%) 1万649件(6.6%)減少した。

16年から18年までの各年の主な侵入犯罪の検挙件数は、それぞれ11万4,840件、11万4,743件、11万1,236件であり、13年から15年までの平均(10万7,023件)と比べ、それぞれ7,817件(7.3%)、7,720件(7.2%)、4,213件(3.9%)増加した。

【主な街頭犯罪・侵入犯罪の検挙件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
街頭犯罪	148,005	162,569	170,100	179,411	158,743	149,576
侵入犯罪	95,817	106,110	119,142	114,840	114,743	111,236

主な街頭犯罪の数値は、強姦、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、傷害及び恐喝を除い たもの

(イ) 主な街頭犯罪・侵入犯罪の検挙率

16年から18年までの各年の強姦、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、傷害及び恐喝を除く主な街頭犯罪の検挙率は、それぞれ14.6%、15.3%、16.7%であり、13年から15年までの平均(10.4%)と比べ、それぞれ4.2ポイント、4.9ポイント及び6.3ポイント上昇した。

16年から18年までの各年の主な侵入犯罪の検挙率は、それぞれ34.7%、40.8%、46.7%であり、13年から15年までの平均(29.6%)と比べ、それぞれ5.1ポイント、11.2ポイント及び17.1ポイント上昇した。

【主な街頭犯罪・侵入犯罪の検挙率】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
街頭犯罪	9.2	10.3	11.9	14.6	15.3	16.7
侵入犯罪	28.8	28.3	31.6	34.7	40.8	46.7

(2) 犯罪情勢の分析及び情報提供の実施状況

ア 犯罪情勢の分析状況

犯罪情報地理分析システムを整備した県警察において、同システムが犯罪発生状 況の分析、よう撃捜査、被疑者の余罪捜査等に活用された。

【活用事例1】

犯罪情報地理分析システムによる分析結果に基づき、ひったくりの多発地域・時間帯に重点を置いてパトロールを行っていたときに、その直近でひったくりが発生した。そこで、現場へ急行し、犯行直後の中国人留学生の男(24)を発見、職務質

問を実施したところ、犯行を自供した。16年4月、窃盗罪で逮捕した(福岡)。

【活用事例2】

犯罪情報地理分析システムにより、車上狙いが多く発生する場所や時間、その手口について分析した資料を作成し、地域警察官へ配布した。この資料に基づき店舗の駐輪場で張り込み捜査を実施していた地域警察官が、駐輪していた自転車の前かごからかばん1個を窃取した無職の男(57)を発見し、職務質問を実施したところ、犯行を自供した。16年10月、窃盗罪で逮捕した(群馬)。

イ 情報提供の実施状況

平成19年3月末現在、47都道府県において犯罪情報等をウェブサイト上に掲載している。

19年3月末現在、39都道府県において、個人や関係団体に対して、電子メールによる犯罪情報等の発信が行われている。

(3) 警察官や交番相談員の交番への配置状況

ア 交番勤務員の配置状況

平成18年4月1日現在、交番数は6,362か所、交番勤務員数は4万8,655人となっており、15年4月1日現在に比べ、交番が194か所減少した一方で、交番勤務員の数は4,795人増加した。その結果、一交番当たりの交番勤務員の平均配置人員は、15年には6.7人であったが、18年には7.6人に増加した。

【交番勤務員の配置状況】

(各年4月1日現在)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
平均配置人員	6.6	6.6	6.7	7.0	7.3	7.6
交番勤務員数	43,069	43,364	43,860	45,420	46,863	48,655
交番数	6,513	6,528	6,556	6,509	6,455	6,362

イ 交番相談員の配置状況

18年12月末現在、交番相談員5,362人を4,550か所に配置しており、14年12月末現在に比べ、人員では3,184人、配置箇所数では2,372か所増加した。

【交番相談員の配置状況】

(各年12月末現在)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
配置人員	2,091	2,178	2,280	3,075	4,275	5,362
配置箇所数	2,090	2,178	2,270	2,874	3,651	4,550

ウ 「空き交番」数

19年4月1日現在、全国の「空き交番」数は0か所となった。

【「空き交番」数】

(各年4月1日現在)

	16年	17年	18年	19年
空き交番」数	1,925	1,222	268	0

(4) 地域警察官による検挙状況

平成16年から18年までの各年の地域警察官による刑法犯検挙人員は、それぞれ32

万3,615人、32万6,685人、32万7,524人であり、13年から15年までの平均(27万4,4 67人)と比べ、それぞれ4万9,148人(17.9%)、5万2,218人(19.0%)、5万3,0 57人(19.3%)増加した。

16年から18年までの各年の刑法犯検挙人員のうち、それぞれ83.2%、84.4%、85.2%が地域警察官によるものであり、その比率は13年から15年までの平均(78.1%)と比べ、それぞれ5.1ポイント、6.3ポイント、7.1ポイント増加した。

【地域警察官による刑法犯検挙人員】

(各年中)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
刑法犯検挙人員	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250
うち地域警察官	246,672	269,501	307,228	323,615	326,685	327,524
比率	75.8%	77.5%	80.9%	83.2%	84.4%	85.2%

16年から18年までの各年の地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数は、それぞれ15万9,862件、15万5,446件、15万6,189件であり、13年から15年までの平均(12万2,578件)と比べ、それぞれ3万7,284件(30.4%) 3万2,868件(26.8%) 3万3,611件(27.4%)増加した。

【地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数】

(各年中)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
検挙件数	107,775	117,012	142,947	159,862	155,446	156,189

(5) スーパー防犯灯等の整備状況

各都道府県において、「安全・安心まちづくり推進要綱」に定める共同住宅や 駐車場の防犯上の基準等を活用し、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を「防犯優良マンション」、「防犯モデル駐車場」として登録又は 認定する制度の構築が推進されている。18年12月末現在、防犯優良マンション 制度は12都道府県で、防犯モデル駐車場制度は7都府県で整備・運用されている。

スーパー防犯灯については、補助事業として、16年度予算において16地区計125基、17年度予算において10地区計65基、18年度予算において8地区計53基を整備し、子ども緊急通報装置についても、16年度予算において6地区計39基、17年度予算において2地区計10基、18年度予算において2地区計12基をそれぞれ整備した。

また、19年度においても、スーパー防犯灯及び子ども緊急通報装置の整備に要する経費(合計約1億7,800万円)を措置した。

なお、これまでに、スーパー防犯灯については、国費によるモデル事業として13年度において全国10地区に計190基、14年度において全国10地区に計50基整備しており、15年度は、補助事業として全国3地区に計43基を整備し、また、子ども緊急通報装置については、14年度に国費によるモデル事業として全国47地区に計329基を整備している。

【活用事例1】 放火被疑者の検挙

17年2月、児童公園内のごみ箱から炎が上がり、その傍らに不審者が立っているのを近所に居住する通報者が目撃し、スーパー防犯灯から通報したところ、現場急行した警察官が被疑者を現行犯逮捕した(沖縄)。

【活用事例2】 迷惑防止条例違反被疑者の検挙

18年3月、女性の臀部を触り逃走しようとする被疑者を被害女性が取り押さえようとする状況を目撃した通行人が、スーパー防犯灯から通報し、駆けつけた警察官が被疑者を逮捕した(静岡)。

【活用事例3】 暴行被疑者の検挙

19年1月、車いすに乗って信号待ちをしていた女性の頭部を男が背後から殴打する状況を目撃した通報者(ブラジル人少年3人)は、被疑者を取り囲み逃走を防ぐとともに、スーパー防犯灯から通報し、駆けつけた警察官が男を逮捕した(静岡)。

(6) 防犯性能の高い建物部品の普及状況

平成19年4月末現在の防犯建物部品の目録掲載部品数は、17種類3,690品目(16年目録公表時の掲載数は15種類2,281品目)となっている。

また、18年4月からは、国土交通省の住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく住宅性能表示制度に「防犯に関すること」が追加され、申請に基づき、住宅の開口部に防犯性能の高い建物部品を使用しているかどうかが評価・表示されることとなった。

(7) 地方公共団体との連携状況

平成18年7月、「第21回指定都市市長会議」において犯罪抑止対策に関する説明を 行うとともに、都道府県警察に対し、「犯罪抑止対策に係る政令指定都市との連携強 化について(通知)」(18年7月27日付け警察庁丁生企発第302号)を発出し、地方公 共団体との連携の強化を指示した。

(8) ボランティア団体や防犯設備士との連携状況

ア ボランティア団体との連携状況

公民館等を活動拠点として自主防犯活動を行うボランティア団体に対して必要な装備・資機材の貸与等を行う「地域安全安心ステーション」モデル事業は、平成17、18年度に全国331地区を指定し、19年度においても、主として通学路等における子どもの安全確保等の活動を行っている全国100地区を追加指定する予定であり、各地区において警察官との合同パトロール等警察と連携した取組みを実施している。

自主防犯ボランティア活動支援サイトには、全国約4,000の団体を掲載するとと もに、約400の活動事例を掲載している。

なお、18年末現在、防犯ボランティア団体は、全国で3万1,931団体が把握されており、青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動については、18年末現在、全国で3,645団体において1万3,141台が運用されている。

イ 防犯設備士との連携状況

18年末現在、防犯設備士は全国に14,500人となっており、また、警察による都道府県における防犯設備士団体の組織化への支援の結果、これら防犯設備士の地方協会が25の都府県で設立された。

また、これら団体と警察が連携するなどし、防犯設備士等が審査する防犯優良マンション認定制度が現在12の都道府県で実施されている。

(9) 警備員に対する講習や検定の実施状況

警備員の検定について、平成16年から18年までの各年の1級検定取得者はそれぞれ972人、3,933人、7,478人であり、13年から15年までの平均(776人)と比べ、それぞれ196人(25.2%) 3,157人(406.8%) 6,702人(836.7%)増加した。また、16年から18年までの各年の2級検定取得者はそれぞれ12,276人、22,280人、55,470人であり、13年から15年までの平均(10,119人)と比べ、それぞれ2,157人(21.3%)、12,161人(120.2%) 45,351人(448.2%)増加した。

16年から18年までの各年の警備員指導教育責任者講習を修了し、資格者証の交付を受けた者はそれぞれ3,983人、3,468人、19,446人であり、13年から15年までの平均(3,498人)と比べ、16年は485人(13.9%)増加、17年は30人(0.9%)減少、18年は15,948人(455.9%)増加した。また、16年から18年までの各年の機械警備業務管理者講習を修了し、機械警備業管理者資格者証の交付を受けた者はそれぞれ799人、741人、429人であり、13年から15年までの平均(717人)と比べ、16年、17年には82人(11.4%)、24人(3.3%)増加し、18年には288人(40.2%)減少した。

なお、上記のとおり、17年11月21日から警備業法の一部を改正する法律が施行され、 講習や検定の制度の変化があったことから、17年以前の数値と18年の数値を単純に比 較することはできないことに留意する必要がある。

【検定取得者数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
1級検定取得者	470	859	1,000	972	3,933	7,478
2級検定取得者	9,857	10,149	10,351	12,276	22,280	55,470

【講習受講者数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
警備員指導教育責任者講習	3,460	3,559	3,476	3,983	3,468	19.446
機械警備業務管理者講習	791	704	657	799	741	429

4 評価の結果

(1) 効果

主な街頭犯罪の認知件数については、平成15年以降4年連続して減少しており、また、主な侵入犯罪の認知件数についても、16年以降3年連続して減少している。

主な街頭犯罪の検挙率については、15年以降4年連続して上昇しており、また、主

な侵入犯罪の検挙率についても、15年以降4年連続して上昇している。

したがって、上記の犯罪情勢の分析及び情報提供の推進等を始めとした街頭犯罪・ 侵入犯罪抑止総合対策には、高い効果があったものと認められる。

また、具体的な政策の実施については、次のような効果が認められる。

交番勤務員の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等を進めた結果、1 交番当たりの交番勤務員の平均配置人員が増加し、交番相談員の配置箇所も増加するなどにより、16年4月1日現在、全国で1,925か所あった「空き交番」が、19年4月1日現在で解消されるなど、交番機能の強化が図られた。

地域警察官によるパトロール等の街頭活動の強化に伴い、地域警察官による刑 法犯検挙人員及び検挙人員全体に占める地域警察官による検挙人員が増加した。

18年12月末現在、防犯優良マンション制度が、12都道府県(北海道、東京、 千葉、静岡、福井、京都、大阪、広島、徳島、愛媛、大分、沖縄)で、防犯 モデル駐車場制度が、7都府県(東京、福井、京都、大阪、広島、大分、沖 縄)で整備・運用されている。

また、防犯優良マンション認定制度が全国で展開され、広く普及するよう、 (財)全国防犯協会連合会、(社)日本防犯設備協会及び(財)ベターリビングが、警察庁及び国土交通省の協力の下、「防犯優良マンション標準認定 基準」を作成した。

16年11月に警察庁が実施した「街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置に関する意識調査」によると、地域の安全を守るためにするべきこととして、約4割の住民がスーパー防犯灯の整備を望んでいることなどから、スーパー防犯灯の整備には、住民の犯罪に対する不安感の解消等に一定の効果が認められた。

19年1月末現在の防犯建物部品の目録掲載部品数は、17種類3,547品目となっており、掲載部品種類、掲載部品数共に増えており、目録の内容の充実が図られている。

また、防犯性能の高い建物部品について目録の公表やウェブサイトの運用開始を行ったことも、防犯性能の高い建物部品についての消費者の選択の幅を広げることとなった。

ボランティア団体への情報提供やノウハウの提供、活動資機材の提供等により、ボランティア団体が安心して活動できる環境が整備されつつあることから、18年12月末現在にボランティア団体として把握している3万1,931団体は、15年12月末と比べ約10.4倍となっているほか、青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動についても17年12月末と比べ約3.2倍となっているなど、自主防犯活動の活性化が認められる。

防犯設備士は、19年3月末現在、約1万4,500人と、16年ころから順調に資格取得者が増えており、各都道府県警察では、防犯設備士と連携して建物の防犯診断等を実施するなど、建物の防犯性能の向上や地域住民の防犯意識の向上に大きく貢献している。

(2) 改善等を要する事項

主な街頭犯罪の認知件数及び主な侵入犯罪の認知件数は、大きく減少したとはいえ、 依然として高い水準にあり、今後とも、更にその抑止に向けた取組みを推進する必要 がある。

主な街頭犯罪及び主な侵入犯罪の検挙率は、増加したとはいえ、依然として高いとは言えない水準にあり、今後とも、更に組織的かつ機動的な検挙活動を推進するとともに、捜査の効率化・高度化等捜査力の一層の充実強化を図る必要がある。

また、具体的な政策の実施に当たっては、次の点について、改善等を図る必要がある。

今後とも不断に交番勤務員や交番の配置見直し、交番相談員の活用等を行い、「空き交番」が再び生じないようにするなど、交番機能の強化を図る必要がある。 地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数は、平成16年から18年までの間は、 13年から15年までの平均を上回っているものの、今後も、職務質問に係る技能を 向上させるための指導・教養を推進することなどにより、職務質問による刑法犯 検挙件数の向上を図る必要がある。

16年11月に警察庁が実施した「街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置に関する意識調査」によると、半数近くの住民がスーパー防犯灯等が設置されていることを知らないと答えており、スーパー防犯灯等の設置場所や使用方法について広報啓発活動を行うなどして、スーパー防犯灯等の適切な活用について周知を図ることが必要である。

防犯性能の高い建物部品については、いまだ知名度が低いことや通常の建物部品に比べ高価であることなどから、18年の出荷量は、17年から大きく伸びたものの、いまだ建物部品全体の数パーセント前後にとどまっており、普及の促進を図る必要がある。

防犯ボランティア活動を継続させるため、今後、これまで以上に、警察、地方公共団体等との情報交換等による連携の強化、防犯ボランティア団体相互間の情報共有やネットワーク化を図る必要がある。

都道府県における防犯設備士の団体の地方協会の設立や、防犯優良マンション 認定制度の実施を通じた防犯設備士との連携・協力体制の構築が図られつつある が、地域によって防犯設備士の人数や、連携体制の構築状況に差が認められるた め、地域の防犯診断や、防犯指導等の活動を通じて、引き続き、都道府県警察と 防犯設備士の地方協会との連携の強化を図る必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第1 犯罪抑止のための総合対策

2 深刻化する少年犯罪への対応

(政策所管課:少年課、情報技術犯罪対策、暴力団対策課、交通指導課)

1 政策の内容

(1) 非行集団対策の推進

生活安全、刑事、交通の各部門が一体となり、事件検挙の強化、背後の暴力団の取締りはもとより、関係機関、ボランティアとの連携を強化して、少年の非行集団への加入阻止、構成員の離脱支援、立ち直り支援を強力に推進することにより、非行集団の解体補導を図る。

(2) 関係機関等と連携した少年サポートチーム(注1)の普及促進

少年の立ち直り対策の推進のため、学校、児童相談所、保護観察所等の関係機関、 ボランティアと連携し、各分野における専門的知見や実務経験を有する者により構成 される少年サポートチームの普及促進を図る。

注1:個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、警察、学校、児童相談所の 担当者等から成るチームで、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っているもの

(3) 出会い系サイト対策の推進

新たに制定された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(以下「出会い系サイト規制法」という。)に基づき、いわゆる出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止、少年の規範意識の向上等を図る。

(4) 少年問題に関する共同研究

関係省庁による共同研究チームを設置し、警察、学校、児童相談所等と情報を共有 することにより、諸対策や地域社会への情報還元に資する仕組みづくりを検討する。

(5) 少年事件捜査の効率化に向けた検討

関係機関との連携により、捜査書類の簡素化等増加する少年事件捜査に効率的に対応するための方策について検討を進める。

2 実施事項

(1) 各項目に共通した実施事項

平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について(依命通達)」 (16年4月22日付け警察庁乙生発第9号ほか)により、都道府県警察に対し、少年非 行防止及び保護に関する総合的な対策を示した。

(2) 非行集団対策の推進

(1)の通達により、非行集団の解体補導等を推進するよう、都道府県警察に対して指示した。

平成16年3月、「暴走族の加入阻止・離脱支援の強化について」(16年3月4日付け警察庁丁交指発第55号)により、都道府県警察に対し、中学校等での「暴走族加入阻止教室」の開催、暴走族からの離脱に関する相談を受理する体制の確立等の暴走族の加入阻止・離脱支援対策の強化について指示した。

16年8月、「道路交通法の一部を改正する法律の一部施行等に伴う交通指導取締り上の留意事項等について」(16年8月31日警察庁丁交指発第222号)により、都道府県警察に対し、共同危険行為等の現場検挙等について指示した。

16年、17年及び18年の各4月、「暴走族取締強化期間の実施について」(16年4月26日付け警察庁丙交指発第15号ほか、17年4月25日付け警察庁丙交指発第20号ほか、18年4月26日付け警察庁丙交指発第17号ほか)により、都道府県警察に対し、暴走族の取締りの強化等について指示した。

(3) 関係機関等と連携した少年サポートチームの普及促進

平成16年8月から、警察庁では、より効果的な少年サポートチームの運用を図るため、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等を集めて非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会を開催した。17年及び18年は、関係機関との更なる連携を図るため、文部科学省と合同で実施したほか、保護観察所、児童相談所等の職員にも参加を呼び掛けた。

16年9月、少年非行対策課長会議(注2)において、少年のサポート体制の在り方に関する政府としての基本的な考え方である「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」(16年9月10日少年非行対策課長会議申合せ)を取りまとめ、都道府県警察に対し、この申合せの趣旨を踏まえた取組みの推進について指示した。

注 2: 少年非行対策の推進について、関係省庁間における密接な連絡、情報交換、協議等 を行うため、青少年育成推進本部に設置されている会議

(4) 出会い系サイト対策の推進

平成15年8月、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行について(通達)」(15年8月27日付け警察庁丙少発第14号)により、都道府県警察に対し、出会い系サイト規制法の適正かつ効果的な運用について指示したほか、各種機会を活用し、都道府県警察に対し、関係事犯の取締りの強化を指示した。

16年3月、出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止等を図るため、「出会い系サイトの罠」と題するビデオを作成して各都道府県警察に配布し、非行防止教室等で活用した。また、16年から18年までの3年間で、中学生及び高校生向けのリー

フレット約330万部を、都道府県警察を通じて配布した。

17年7月、「非行防止教室等を活用したインターネットにおける違法・有害情報対策の強化について」(17年7月13日付け警察庁丁少発第187号ほか)により、都道府県警察に対し、非行防止教室等を活用したフィルタリング・ソフト又はサービス(注3)の利用促進等について指示した。

また、警察庁では、18年4月、有識者等から成る「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を設置し、同研究会において、携帯電話等がもたらす弊害や、その対策の現状と問題点、今後の取組み強化の方向性について審議を行い、同年9月には、「携帯電話のもたらす弊害から子どもを守るために・これまでの審議から・」を、同年12月には、「最終報告書」を取りまとめた。これらを踏まえ、携帯電話等へのフィルタリング・ソフト又はサービスの普及啓発活動を関係省庁等と連携して実施している。

注3:ウェブサイト上の違法・有害表現へのアクセスを制御するために、受信者側でこれ らの情報を受信するかどうかを選択できるソフトウェア又はサービス

(5) 少年問題に関する共同研究

平成16年8月、少年非行対策課長会議を構成する省庁の実務担当者による連絡会議 (以下「実務担当者連絡会議」という。)において、科学警察研究所での研究結果を 発表するなど、少年問題に関する共同研究(以下「共同研究」という。)の実施に向 けた検討を行った。

また、17年9月、学識経験者、関係省庁等職員により構成された「少年非行事例等に関する調査研究」企画分析会議に参画し、共同研究を開始した。

(6) 少年事件捜査の効率化に向けた検討

少年事件のうち軽微なものに関して行っている簡易送致の改善について最高裁判所 その他の関係機関と協議を行うなど、少年事件捜査の効率化に向けた検討を行った。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 少年による刑法犯の検挙状況等

平成16年から18年までの各年の刑法犯少年の検挙人員は、それぞれ13万4,847人、12万3,715人、11万2,817人であり、13年から15年までの平均(14万1,611人)と比べ、それぞれ6,764人(4.8%)、1万7,896人(12.6%)、2万8,794人(20.3%)減少した。このうち、凶悪犯(注4)、粗暴犯(注5)及びひったくりの検挙人員は、いずれも減少した。刑法犯少年の人口比(注6)でみても、16年から18年までは、それぞれ16.8人、15.9人、14.8人であり、13年から15年までの平均(16.7人)と比べ、16年は0.1人増加したものの、17年、18年はそれぞれ0.8人、1.9人減少した。

また、16年から18年までの各年の再犯者数は、37,866人、35,510人、33,842人であり、13年から15年の平均(38,516人)に比べ、それぞれ650人、3,006人、4,674人減

少した。ただし、これを再犯者率(注7)でみると、13年から15年までの平均(27.2%)と比べ、それぞれ0.9ポイント、1.5ポイント、2.8ポイント増加した。

注4:殺人、強盗、放火及び強姦

注5:暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合

注6:ここでいう人口比とは、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

注7:再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいい、過去の非行の罪種・態様は 問わない。

【刑法犯少年検挙人員等の推移】

				13年	14年	15年	16年	17年	18年
総	数 ((人	.)	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817
	凶	悪	犯	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170
	粗	暴	犯	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817
	ひっ	たく	(1)	2,190	2,166	1,957	1,352	1,025	834
人	, []	比	16.0	16.7	17.5	16.8	15.9	14.8

【再犯者数等の推移】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
再犯者(人)	36,662	38,505	40,381	37,866	35,510	33,842
再犯者率(%)	26.4	27.2	28.0	28.1	28.7	30.0

(2) 非行集団の解体補導状況

ア 非行集団への加入阻止、離脱、立ち直り支援

暴走族等の非行集団を弱体化させ、解体するための取締りを行う一方で、学校やボランティアと協力して、非行集団への加入阻止を図るとともに、少年や保護者に働き掛けて、非行集団からの離脱を促した。さらに、非行集団の構成員等の立ち直りを支援するため、関係機関や団体、ボランティア等と連携し、社会奉仕活動、環境美化活動、スポーツ活動等への参加を促進するなど様々な活動機会や居場所づくりを推進した。

【事例】

暴走族の元構成員である少年らに対して、ボランティア活動への参加を促した結果、平成16年3月、暴走族の元構成員等によるボランティア団体が結成された。この団体は、地域の清掃や病院での高齢者の介助等のボランティア活動に積極的に参加している(愛知)。

イ 暴走族構成員の推移

16年から18年までの各年に警察が把握した暴走族構成員数は、それぞれ1万8,81 1人、1万5,086人、1万3,677人であり、13年から15年に把握した暴走族構成員数 の平均(2万4,071人)に比べ、それぞれ5,260人(21.9%)、8,985人(37.3%)、 1万394人(43.2%)減少した。

【暴走族構成員数の推移】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
構成員数	26,360	24,669	21,184	18,811	15,086	13,677

(3) 少年に対する暴力団の影響の排除状況

ア 暴力団が介入する暴走族等の非行集団関係事件の検挙状況

暴走族等の解体、暴走族等からの離脱及び立ち直り支援対策の推進等のためには、 暴走族等に対する暴力団の影響力の排除が必要となる。このため、警察内の各部門 が連携し、暴力団の影響下にあるグループ等について、その実態を解明し、暴力団 の暴走族等への影響力を遮断すべく、あらゆる法令を駆使して暴力団員等の検挙に 努めるとともに、暴走族等から暴力団への人的及び金銭的供給の遮断に努めた。

【事例】

平成17年8月、暴走族の後ろ盾として把握していた山口組傘下組織について、捜査第四課、少年課及び交通指導課の情報の共有化を図り、暴走族の構成員を賭客とした山口組傘下組織組長等3名を賭博開帳図利罪で逮捕した。この捜査の過程で、暴走族の構成員に毎月1万円を上納させ、さらに、暴走族の構成員を暴力団の構成員として引き抜いている事実が判明したことから、上納金を徴収していた暴走族の首領に対して現金徴収の要求に係る中止命令を発出するとともに、暴走族を解散させ、暴走族の構成員の健全な社会復帰を図った。現在まで、構成員と暴力団との関係は認められない(静岡)。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。) における加入強要等に対する命令発出状況

16年から18年までの各年の暴力団対策法第16条第1項に規定されている少年に対する加入の強要及び勧誘並びに脱退の妨害に係る中止命令の発出件数は、それぞれ77件、37件、63件であり、13年から15年までの平均(63件)と比べ、16年は14件(22.2%)の増加、17年は26件(41.3%)の減少、18年は0件(増減なし)であった。

また、16年から18年までの暴力団対策法に基づく再発防止命令の発出件数は、それぞれ6件、1件、1件であり、13年から15年までの平均(4件)と比べ、16年は2件(50.0%)の増加、17、18年はそれぞれ3件(75.0%)の減少であった。

【暴力団対策法に基づく加入強要等に係る命令発出状況】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
中止命令(件数)	80	49	60	77	37	63
再発防止命令(件数)	6	2	4	6	1	1

【事例】

17年7月、山口組傘下組織構成員が、同構成員等から身を隠していた少年に対して、「何逃げとんや。お前指落とせ。仕事の方はええけど、ヤクザどないすんねん。 会長に迷惑掛けたんやから、ケジメ取れよ」等と脅して暴力団に加入することを強 要した。同年12月、同構成員に対し、中止命令を発出した(兵庫)。

(4) 少年サポートチームの普及状況

平成16年から18年までの各年の少年サポートチームの数はそれぞれ922、1,059、1,101であり、記録を取り始めた15年(774)に比べ、それぞれ148(19.1%) 285(36.8%) 327(42.2%) 増加した。

【少年サポートチーム数】

	15年	16年	17年	18年
サポートチーム数	774	922	1,059	1,101

前年からの継続分を含む。

【事例】

16年3月、教員に対する暴言や暴力行為等の問題行動を繰り返し、教員の指導に従わない中学生らの立ち直りを図るため、警察、中学校、教育委員会等の職員で少年サポートチームを編成し、警察による継続補導、中学校による少年や保護者への指導を行った。その結果、中学生らは、徐々に登校するようになり、問題行動も見られなくなった(北海道)。

(5) 出会い系サイト規制法の施行状況等

ア 出会い系サイト規制法の施行状況

平成16年から18年までの各年の出会い系サイト規制法第6条に基づく不正誘引の 検挙件数は、それぞれ31件、18件、47件であり、また、出会い系サイト規制法第7 条(利用禁止の明示等)及び第8条(児童でないことの確認)に違反していると認 められる事業者に対する警告数は、それぞれ47件、52件、53件であった。

イ 出会い系サイトに関係した事件の推移

16年から18年までの各年の出会い系サイトに関係した事件の検挙件数は、それぞれ1,582件、1,581件、1,915件であり、13年から15年までの平均(1,454件)に比べ、それぞれ128件(8.8%)、127件(8.7%)、461件(31.7%)増加した。

なお、16年から18年までの各年の被害者数は、それぞれ1,289人、1,267人、1,387人であり、このうち、18歳未満の児童は、それぞれ1,085人(84.2%)、1,061人(83.7%)、1,153人(83.1%)であった。うち、女子児童の被害者数は、それぞれ1,076人(99.2%)、1,052人(99.2%)、1,149人(99.7%)を占めた。

【出会い系サイトに関係した事件の検挙件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総数	888	1,731	1,743	1,582	1,581	1,915
児童買春・児童ポルノ法違反	387	813	810	768	707	879
青少年保護育成条例違反	221	435	448	377	460	534
児童福祉法違反	16	117	82	87	71	103
重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)	73	100	137	95	98	91
粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)	66	128	108	58	72	49
出会い系サイト規制法違反	-	-	5	31	18	47
その他	125	138	153	166	155	212

対象は、インターネット上で異性間の出会いの場を提供する電子掲示板、チャット等 のいわゆる出会い系サイトが関係した事件として警察庁に報告のあったもの

15年の出会い系サイト規制法違反は、法施行日(15年9月13日)から12月末日までの 件数

【出会い系サイトに関係した事件の被害者数】

				13年	14年	15年	16年	17年	18年
総			数	757	1,517	1,510	1,289	1,267	1,387
	児	,	童	584	1,273	1,278	1,085	1,061	1,153
		女	子	574	1,255	1,262	1,076	1,052	1,149

児童とは、18歳未満の者をいう。

(6) 少年問題に関する共同研究の実施状況

平成16年8月、実務担当者連絡会議において、共同研究の実施に向けた検討を行った。また、17年9月に共同研究を開始した「少年非行事例等に関する調査研究」企画分析会議において、18年10月、少年非行の原因・背景に沿った現行施策の整理等を内容とする「平成17年度少年非行事例等に関する調査研究報告書」を取りまとめた。

(7) 少年事件捜査の効率化方策の取組み状況

少年事件の簡易送致の改善について最高裁判所その他の関係機関と協議を行った結果、平成17年7月、簡易送致の基準を改定した。また、同時に、犯罪捜査規範を改正し、少年事件を送致する際に添付すべき書類を見直すとともに、少年事件簡易送致書の様式を改正した。

4 評価の結果

(1) 効果

平成18年の刑法犯少年の検挙人員及び人口比は、13年から15年までの平均に比べ、2万8,794人(20.3%減)及び1.9人減少しており、少年犯罪への対応については、一定の効果が認められる。

特に、具体的な施策の実施については、次の点について効果が認められる。

非行集団対策の推進については、18年の暴走族構成員数が、13年から15年までの平均に比べ、43.2%減少するなど、非行集団の解体補導等の非行集団対策に一定の効果が認められる。

少年サポートチーム数が、18年は15年に比べ、327(42.2%)増加しており、 関係機関等と連携した少年サポートチームの普及促進の取組みに一定の効果が認 められる。

出会い系サイトに関係した事件の推移をみると、検挙件数では15年を、被害者数では14年を頂点に、それぞれの増加がいったんは減少に転じており、警察において実施した施策はこれに寄与したものと認められる。しかし、18年には検挙件

数及び被害者数とも増加に転じており、今後、一層的確な対策を進める必要がある

17年7月、少年事件の簡易送致について、その基準を見直すことと併せ、犯罪 捜査規範を改正し、少年事件を送致する際に添付すべき書類を見直すとともに、 少年事件簡易送致書の様式を改正したことにより、少年の要保護性がより慎重に 検討されるとともに、事務処理の合理化が図られた。

(2) 改善等を要する事項

具体的な政策の実施に当たっては、次の点について、改善等を図る必要がある。

刑法犯少年の再犯者数は減少しているものの、再犯者率は増加しており、更なる取組みの余地が認められることから、少年の居場所づくり、立ち直り支援等の再非行防止対策を推進する必要がある。また、少年問題に関する共同研究において、引き続き、非行少年等に関する処遇及び再非行防止対策について調査研究を行っていく必要がある。

暴走族構成員の一掃には至っておらず、今後とも、非行集団やその活動に関与する暴力団の取締りはもとより、関係機関・団体、ボランティア等と連携した少年の非行集団への加入阻止並びに構成員の離脱支援及び立ち直り支援を強力に推進し、非行集団の解体補導を推進する必要がある。

少年サポートチームの個々の取組みから得られる運営上の知見について、必ず しも全国的に有効に活用できているとはいえず、今後とも、少年サポートチーム の普及促進に努めるほか、非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者 ブロック別研修会を通じて運営上の知見を全国で共有するなど、少年の立ち直り に資する少年サポートチームの運営を推進する必要がある。

15年以降減少していた出会い系サイトに関係した事件の被害者数が、18年に増加に転じ、また、被害者に占める児童の割合は依然として80%を超えている。今後とも、出会い系サイトに関係した事件の検挙に努めるとともに、出会い系サイト事業者に対する児童の利用防止及び不適切な書き込みの削除等自主的な取組み強化に向けた指導の継続、児童に対する出会い系サイトの危険性及び利用禁止等についての広報啓発の促進並びに携帯電話を主としたフィルタリング・ソフト又はサービスの普及啓発活動の強化を図る必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第1 犯罪抑止のための総合対策

3 重要犯罪等に対する捜査の強化

(政策所管課:刑事企画課、捜査第一課、犯罪鑑識官、生活環境課)

1 政策の内容

(1) 自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

広域化・スピード化する重要凶悪犯罪等に対応するため、自動車ナンバー自動読取システム(注1)等の整備を推進する。また、盗難・偽変造ナンバープレートを付けた車両が犯罪に用いられることが多いことから、効果的な盗難・偽変造防止対策が講じられるよう、関係機関に働き掛ける。

注1:通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステム

(2) 高度な捜査力を有する部隊の広域的展開等の推進

人質立てこもり事件が発生した場合等に、警察庁の指示により警視庁、大阪府警察の専門部隊を派遣し、発生県対応部隊と合同で事件に対処する。また、連続通り魔事件等の国民が著しく不安を感じている重要凶悪犯罪を早期に検挙するため、警察庁において科学技術を用いた新たな捜査手法を早急に確立する。

(3) 高度なDNA型鑑定の導入及び積極的活用

新たな鑑定法を用いた高精度のDNA型鑑定に係る資機材を全国警察において犯罪 捜査に積極的に活用していく。

(4) プロファイリングの導入

犯罪の増加や凶悪化に適切に対応するため、新たな捜査手法として、犯罪の統計分析や地理分析に基づくプロファイリング(注2)の導入を促進する。

注 2: 犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理 学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定や次回の犯行の 予測、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定を行うこと。

(5) ヤミ金融事犯(注3)の取締りの強化等

ヤミ金融事犯については、集中取締本部等を設置し、改正貸金業規制法及び改正出資法に基づく厳正な取締りを推進する。

注3:出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(高金利)事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件

(6) 知的財産権侵害事犯等の不正流通対策の強化

知的財産権侵害事犯等の不正流通対策を強化するための諸対策を推進する。

2 実施事項

- (1) 自動車ナンバー自動読取システム等の整備等
 - ア 自動車ナンバー自動読取システムの整備

自動車ナンバー自動読取システムを昭和61年度から平成18年度(50式整備)までにかけて730式整備した。

19年度は、同システムを43式整備する予定である。

イ 効果的な盗難・偽造変造防止対策に向けた関係機関との連携

警察庁、財務省、国土交通省及び経済産業省と民間17団体(18年12月現在)から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、16年4月、「自動車盗難等防止行動計画」を改定し、自動車のナンバープレートの封印の改良を進めるなど、自動車のナンバープレートの盗難及び悪用の防止を盛り込んだ。

(2) 高度な捜査力を有する部隊の広域展開等の推進

平成16年度予算において、警視庁及び大阪府警察の特殊班派遣部隊用に、突入型 防弾衣、けん銃、資機材車等の装備資機材を整備した。

16年10月、「特殊犯派遣部隊の追加指定等について」(16年10月1日付け警察庁 丙捜一発第24号ほか)により、警視庁及び大阪府警察に加え、北海道、愛知及び福 岡の3道県警察においても、特殊班派遣部隊を追加指定した。

18年度予算において、福岡県警察の特殊班派遣部隊用に、突入型防弾衣、けん銃、 資機材車等の装備資機材を整備した。

高度なDNA型鑑定、プロファイリングの導入等のほか、重要凶悪犯罪の早期検 挙に資する科学技術を用いた捜査手法として、三次元顔画像識別システム(注4) 等の開発及び整備を推進した。

注4:金融機関等に設置された防犯カメラで撮影された被疑者の顔が下を向いたり、帽子やマスク等で顔が隠れていたりするため個人識別が困難な場合に、別に取得した被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度、同じ大きさに調整した後、両画像を重ね合わせ、個人識別を行うシステム

(3) 高度なDNA型鑑定の導入及び積極的活用

平成15年8月、DNA型自動分析装置(フラグメントアナライザー)を用いた鑑定法を導入し、17年度及び18年度において、一度に複数の遺留資料(注5)等を分析することが可能な新型のフラグメントアナライザーを計21台整備した。

注5:犯罪現場等に被疑者が遺留したと認められる血痕等の資料

16年12月から、遺留資料 DNA型情報検索システム(注6)の運用を開始し、17年9月からは、DNA型記録取扱規則(17年8月26日公布、9月1日施行)に基づ

き、DNA型記録検索システム(注7)の運用を開始した。

注6:遺留資料のDNA型の記録(以下「遺留DNA型記録」という。)を登録し、同一被 疑者による犯行に関する情報等を得るためのシステム

注7: 遺留資料のDNA型の記録に加えて、犯罪捜査上の必要があって適法に被疑者の身体から採取された資料のDNA型の記録(以下「被疑者DNA型記録」という。)を登録し、より迅速に遺留資料から被疑者を特定するための情報等を得るためのシステム。なお、遺留資料DNA型情報検索システムは、DNA型記録検索システムに統合された。

18年11月からは、DNA型記録取扱規則の一部を改正し、フラグメントアナライザーを用いた検査法に使用する検査試薬を染色体上の10座位を検査する従来のものから更に6座位を追加して検査できる新たな試薬に順次変更して識別精度の向上を図っている。

(4) プロファイリングの導入

「プロファイリング、犯罪手口分析等を活用した総合的な情報分析について」(平成18年4月1日付け警察庁丙刑企発第18号ほか)等により、都道府県警察に対し、重要凶悪事件等の捜査に際し、プロファイリングの活用を視野に入れた効果的な捜査の推進等について指示した。

また、犯罪情報地理分析システムの活用については、この政策評価書中「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進」の項目のとおりである。

(5) ヤミ金融事犯の取締りの強化等

「貸金業の規制等に関する法律等の一部改正に伴うヤミ金融対策の徹底強化について」(平成15年8月4日付け警察庁丙生環発第10号ほか)により、都道府県警察に対し、生活安全部門、暴力団対策部門等から成る集中取締本部を設置するとともに、徹底した取締りの実施等、改正貸金業規制法及び改正出資法(15年8月改正)を踏まえた各種ヤミ金融対策の強化について指示した。

「貸金業の規制等に関する法律等の一部改正に伴うヤミ金融事犯取締りの強化について」(18年12月25日付け警察庁丙生環発第42号ほか)により、都道府県警察に対し、ヤミ金融事犯集中取締本部を充実強化するなどして、生活安全部門、暴力団対策部門を始めとする関係部門が総合力を発揮できる体制の構築を図るとともに、改正貸金業規制法等(18年12月改正)を踏まえた取締りの推進等、各種ヤミ金融対策の強化について指示した。

(6) 知的財産権侵害事犯等の不正流通対策の強化

「知的財産権侵害事犯取締りの推進について」(平成15年7月9日付け警察庁丁生環発第84号)により、都道府県警察に対し、知的財産権侵害の実態を的確に把握し、このような事犯の取締りを推進するよう指示した。

不正商品の仕出し国当局との情報交換の機会を設け、捜査協力の強化を求めた。

・ 中国公安部との協議 16年5月、11月

17年4月、6月、7月、10月

18年3月、12月

・ 韓国警察庁との協議 16年7月、12月

17年10月 18年11月

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

ア 自動車ナンバー自動読取システムの整備状況

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
年度整備数	10	30	0	40	60	50
全整備類型	550	580	580	620	680	730

イ 自動車ナンバー自動読取システムを活用した検挙状況

(ア) 検挙事例

自動車ナンバー自動読取システムが読み取った盗難車両を、地域警察官が検 問により捕捉し、運転者を逮捕した。

強盗事件で緊急配備中、自動車ナンバー自動読取システムが読み取った手配車両を、パトカーで検索して捕捉し、運転者を逮捕した。

(イ) 自動車ナンバー自動読取システムにより盗難車両を捕捉し、検挙した件数

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
検挙件数	1,349	1,273	1,126	802	742	586

ウ 効果的な盗難・偽造変造防止対策に向けた関係機関との連携状況

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において改定した「自動車盗難等防止行動計画」に基づき、平成16年9月、自動車のナンバープレートの封印を引き抜こうとすると封印上部が円形に切り取られ、再使用できない自己破壊型の新型封印が導入された。

(2) 高度な捜査力を有する部隊の広域的展開等の推進

ア 専門部隊の展開状況

【派遣回数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
派遣回数	0	2	0	1	0	0

【事例】

平成16年5月、栃木県宇都宮市内における銃器使用立てこもり事件において、警視庁の特殊班派遣部隊を現地に派遣して、栃木県警察と合同で事件に対処し、解決した(栃木、警視庁)。

イ 三次元顔画像識別システムの整備状況

15年度以降、6道府県警察に整備された。

【三次元顔画像識別システムの整備状況】

	15年度	16年度	17年度	18年度
都道府県数	2	2	1	1

(3) 高度なDNA型鑑定の導入及び積極的活用

ア DNA型鑑定の活用状況

平成16年から18年までの各年の警察におけるDNA型鑑定実施件数(事件数)は、それぞれ2,338件、5,751件、1万1,819件であり、13年から15年までの平均(877件)と比べ、それぞれ1,462件(166.8%) 4,875件(556.5%) 1万943件(1,249.2%)増加した。

【DNA型鑑定の実施状況】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
事件数	689	782	1,159	2,338	5,751	11,819

イ DNA型鑑定結果の活用状況

DNA型記録検索システムには、18年12月末で5,823件の被疑者DNA型記録と4,846件の遺留DNA型記録が登録されている。また、DNA型データベースにより、被疑者が確認された数(人員及び事件数)は、674人、910事件であり、そのうち異なる府県間での数は、119人、162事件であった。

【事例1】

17年5月、大阪市旭区所在のマンションにおいて発生した殺人事件において、犯罪現場付近で発見された遺留資料(血痕)についてDNA型鑑定を実施し、そのDNA型情報を遺留資料DNA型情報検索システムに登録していたところ、その後、同システムに登録された京都府で発生した窃盗事件の犯罪現場から採取された遺留資料(血痕)のDNA型情報と一致した。

京都府警察では、既に上記窃盗事件の被疑者を特定し、指名手配していたことなどから、大阪府警察が、京都府警察での捜査状況、検索システムでの一致結果等を踏まえて当該人物について捜査した結果、前記殺人事件の被疑者として特定することができたため、同年8月被疑者を逮捕した(大阪、京都)。

【事例2】

鹿児島県警察が12年5月に同県内で発生した殺人事件の遺留資料について、18年5月、フラグメントアナライザーを用いた新たな鑑定法によるDNA型鑑定を実施し、これにより得られた遺留DNA型記録をDNA型記録検索システムに照会したところ、16年に福岡県警察が強姦致傷事件で逮捕した男(45)の被疑者DNA型記録に合致した。その後、所要の捜査を遂げ、18年5月、同人を殺人罪で逮捕した(鹿児島)。

(4) プロファイリングの導入

平成16年から18年までの各年の都道府県警察の犯罪捜査におけるプロファイリングの実施件数(科学警察研究所が実施したものを除く。)は、それぞれ48件、58件、102件であり、13年から15年までの平均(32件)と比べ、それぞれ16件(50.0%)、26件(81.3%)、70件(218.8%)増加した。

【プロファイリングの実施件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
実施件数	24	34	37	48	58	102

(5) ヤミ金融事犯の検挙状況等

平成16年から18年までの各年の検挙事件数は、それぞれ432件、339件、323件であり、13年から15年までの平均(335件)と比べ、それぞれ97件(29.0%)、4件(1.2%)、12件(3.6%)増加した。

16年から18年までの検挙人員は、それぞれ919人、706人、710人であり、13年から15年までの平均(736人)と比べ、それぞれ183人(24.9%)増加、30人(4.1%)、26人(3.5%)減少した。

【検挙事件数及び検挙人員】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
検挙事件数	210	238	556	432	339	323
検挙人員	517	446	1,246	919	706	710

(6) 知的財産権侵害事犯の検挙状況

平成16年から18年までの各年の検挙事件数は、それぞれ359件、492件、493件であり、13年から15年までの平均(221件)と比べ、それぞれ138件(62.4%)、271件(122.6%)、272件(123.1%)増加した。

16年から18年までの検挙人員は、それぞれ644人、805人、783人であり、13年から15年までの平均(402人)と比べ、それぞれ242人(60.2%) 403人(100.2%) 381人(94.8%)増加した。

【検挙事件数及び検挙人員】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
検挙事件数	173	246	245	359	492	493
検挙人員	340	435	431	644	805	783

【事例】

17年3月、山口組傘下組織幹部らは、インターネット・オークションを利用して 偽プランド品を販売する目的で、京都府内及び大阪市内のマンションに設けた密売 倉庫において、偽プランド品(バッグ等)を所持した。サイバーパトロールにより 捜査の端緒を得て、同月、同人ら5人を商標法違反(譲渡目的所持)で逮捕し、偽

4 評価の結果

(1) 効果

自動車ナンバー自動読取システム、三次元顔画像識別システム、DNA型鑑定、DNA型記録検索システム、プロファイリング等が、重要犯罪等の捜査に積極的に活用されている状況が認められる。

また、近年のヤミ金融事犯及び知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員は、 平成13年及び14年に比べて増加しており、これらの事犯に対する取締りの強化が、一 定の効果を上げたものと認められる。

具体的な施策の実施については、次のような効果が認められる。

窃盗組織による盗難車両の運搬方法の巧妙化等により、自動車ナンバー自動読取システムにより盗難車両を捕捉し、検挙した件数は減少しているものの、依然として多くの盗難車両を捕捉し、検挙に結び付けている。

また、犯行後、被疑者が自動車により逃走を図った殺人、自動車を利用し連続的に敢行された強盗等の重要犯罪の検挙にも多大な効果を上げている。

自動車のナンバープレートに、自己破壊型の新型封印が導入されたことにより、 封印が抜き取られ悪用されることがなくなった。

緊急治安対策プログラム策定後に特殊班派遣部隊を派遣した事件は1例であるが、派遣当初から事件が発生した県の警察と緊密な連携をとり、事件の解決を図ることができた。

三次元顔画像識別システムを使用した鑑定件数は年々増加しており、新たな鑑定法として活用されつつある。

高度なDNA型鑑定法の導入により、個人識別精度が飛躍的に向上し、より古い微量の資料の鑑定が可能となったほか、検査が自動化されたため、鑑定に要する時間が短縮された結果、DNA型鑑定の実施件数(事件数)が増加した。また、DNA型記録検索システムにより、被疑者の確認等に着実に効果を上げている。

連続して発生する放火事件等において、プロファイリングの実施により、被疑者の犯行を予測して検挙に結び付けるなどしている。

16年から18年までのヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員は、15年に比べる と減少しているが、13年及び14年に比べると増加しているところであり、上記の ヤミ金融事犯の取締りの強化は、一定の効果があったものと認められる。

知的財産権侵害事犯については、16年以降、検挙事件数及び検挙人員が大幅に増加しており、上記 2 (6)の指示に基づき知的財産権侵害事犯の実態解明と取締りが着実に推進されているものと認められる。

(2) 改善等を要する事項

具体的な政策の実施に当たっては、次の点について、改善等を図る必要がある。

自動車ナンバー自動読取システム、新型のフラグメントアナライザー、プロファイリングに係る資機材等はいまだ十分に整備されていない。

また、ヤミ金融事犯及び知的財産権侵害事犯に対する取締りの強化が一定の効果を上げているものの、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員は平成15年に比べて減少傾向にあり、また、知的財産権侵害事犯については、依然として偽ブランド品・海賊版が氾濫していることから、外国当局、関係部門等と連携するなどにより、取締り体制を強化する必要がある。

自動車ナンバー自動読取システムは、盗難車両のほか、犯罪に利用された車両等の捕捉・検挙に多大な効果を上げており、捜査上有効であるにもかかわらず、全国的に整備数が十分であるとはいえない現状から、更なる増強整備を推進していく必要がある。また、自動車利用犯罪、広域事件等への対応をより迅速かつ的確にするため、自動車ナンバー自動読取システムの経路検索機能等の高度化を図っていく必要がある。

既整備の自動車ナンバー自動読取システムのうち、運用開始から相当年数が経過しているものについては、システムの有効性を維持するために、これらの更新整備を進めることが不可欠となっている。

自動車のナンバープレートの盗難及び悪用の防止対策等を引き続き強く推進していくために、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において関係機関に働き掛け、盗難ナンバープレートを装着した自動車を走行させない技術等の開発、イモビライザーの義務付けの要否及びその範囲に関する検討等について検討を進めていく必要がある。

人質を迅速かつ安全に救出するための装備資機材の整備がいまだ十分ではない ことから、特殊班派遣部隊の能力向上を図るため、装備資機材の整備を推進する 必要がある。

三次元顔画像識別システムを使用した鑑定件数は増加しているものの、16年から18年までの鑑定件数が112件であり、更なる活用に向け都道府県警察に対する 指導等が必要である。

犯罪捜査におけるDNA型鑑定の実施件数(事件数)は増加しており、新型のフラグメントアナライザー等の資機材を整備しなければ、増加する鑑定需要に十分にこたえることができないところ、新型のフラグメントアナライザーが整備された警察は21都道府県にとどまり、いまだ十分に整備されていないことから、増強整備をする必要がある。

15年から17年まで、プロファイリングを実施した警察は16都道県警察であったが、18年には27都道府県となり、半数を超えた。しかし、いまだ全国的に十分導入されている状況とはいえず、更に促進を図る必要がある。また、プロファイリ

ング実施のための体制及び装備資機材を整備する必要がある。

15年に比べるとヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員が減少傾向にあることから、今後とも、更に取締りを推進する必要がある。

具体的には、15年に各都道府県警察に設置したヤミ金融事犯集中取締本部を充 実強化するなどして、生活安全部門、暴力団対策部門を始めとする関係部門が総 合力を発揮できる体制を構築する必要がある。

検挙事件数及び検挙人員が増加しているにもかかわらず、依然として偽ブランド品・海賊版が氾濫していることから、今後とも、組織的事犯を中心に実態解明と取締りを推進する必要がある。

また、外国当局との情報交換に基づく摘発実績が必ずしも十分とはいえないことから、協力・連携を更に強化していく必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第2 組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策

(政策所管課:企画分析課、国際課、刑事企画課、暴力団対策課、 薬物銃器対策課、国際捜査管理官、外事課)

1 政策の内容

(1) 組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整

警察庁に組織犯罪対策部(仮称)を設け、暴力団対策、来日外国人犯罪対策、銃器対策及び薬物対策の各部門を統合し、同部の指導による情報収集を行うとともに、同部に犯罪組織情報官(仮称)を設け、情報の集約、分析及び共有を推進する。また、同部において集約された情報に基づいた戦略的な捜査調整を行う。

(2) 暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底

暴力団員の違法行為について当該暴力団の代表者等の責任を追及し、暴力団被害者の救済を充実させるための法制の整備を検討する。

(3) 新たな捜査手法の検討

外国の刑事法制や捜査実務を参考にしつつ、おとり捜査、コントロールド・デリバリー(注1) 潜入捜査等の高度な捜査技術や捜査手法について具体的に研究し、その導入・活用に向けた制度や捜査運営の在り方を検討する。

注1:取締機関が規制薬物等の禁製品を発見しても、その場で直ちに検挙・押収することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検 挙する捜査手法

(4) 入国管理局等と連携した諸対策の推進

新宿歌舞伎町を始め、組織犯罪、来日外国人犯罪の拠点となっている地域について、 入国管理局や地方公共団体と連携しつつ重点的な取締り等の諸対策を推進し、拠点の 壊滅を目指す。

(5) 中国公安部との協力による犯罪対策

日中治安当局間において、国際犯罪組織の共同摘発や中国に帰国した被疑者に対する国外犯規定の積極的活用等個別の犯罪捜査における協力を更に推進する。

(6) 事前旅客情報システム(APIS)の整備

警察、入国管理局、税関が航空機の旅客情報を共有し、犯罪捜査等に活用するための事前旅客情報システム(APIS)について、ハードウェアの整備、ネットワークの構築等を行い、平成16年度中に運用を開始する。

2 実施事項

(1) 組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整

平成16年4月、警察庁刑事局に組織犯罪対策部を設置し、暴力団対策、来日外国 人犯罪対策、銃器対策及び薬物対策の各部門を統合するとともに、同部に犯罪組織 情報官を設置し、情報の集約、分析及び共有を推進している。

同年10月、全国警察が一体的に一層効果的な組織犯罪対策を推進するため「組織 犯罪対策要綱」を制定した。

(2) 暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底

平成16年4月、暴力団対策法が改正され、凶器を使用した対立抗争又は内部抗争により指定暴力団員が他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、当該暴力団員が所属する指定暴力団の代表者等が生じた損害を賠償する責めに任ずることを内容とする規定が新たに設けられた。

なお、暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、暴力団員等を相手方とする 損害賠償請求訴訟に対する支援に努めるよう、都道府県警察に指示しているところ である。

(3) 新たな捜査手法の検討

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「通信傍受法」という。)の積極的な活用のため、警察大学校において専科教育(通信傍受法運用)を、コントロールド・デリバリー捜査の効果的な活用のため、各管区警察学校等において専科教育(薬物事犯広域追尾捜査)を継続して実施している。

(4) 入国管理局等と連携した諸対策の推進

平成17年7月、内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」(警察庁、内閣官房、法務省等)に参加し、来日外国人犯罪対策の一環として、外国人の在留管理に関する諸問題を検討している。

同年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について(依命通達)」(17年9月27日付け警察庁乙生発第8号ほか)を発出し、都道府県警察に対し、関係行政機関と連携した主要な繁華街・歓楽街の再生のための総合的な取組みの推進を指示した。

都道府県警察に対して、各種会議において、入国管理局との緊密な連携、合同 摘発の恒常化等について指導を実施した。

(5) 中国公安部との協力による犯罪対策

平成16年以降、中国の治安機関と交流する様々な機会を設け、関係強化に努めるとともに、中国国内での対策の改善や捜査協力を強く求めている。

- ・16年1月 警察庁刑事局長訪中
- ・16年10月 中国公安部幹部訪日
- ・16年10月~11月 中国公安部青年幹部研修を実施
- ・16年11月 警察庁と中国公安部による協議を開催
- ・17年1月 国家公安委員会委員長訪中

- ・17年6月 日中刑事共助条約の締結交渉の開始に向けた予備協議開始
- ・17年7月 第4回日中治安当局間協議開催
- ・17年10月 警察庁と中国公安部による協議(第2回)を開催
- ・18年12月 警察庁と中国公安部による協議(第3回)を開催

このほか、警察庁職員の中国出張及び中国公安部職員の来日の機会等をとらえ、 日中間の警察協力に関する意見交換を実施した。

(6) 事前旅客情報システム(APIS)の整備

平成17年1月、警察庁、法務省及び財務省の共同で、航空会社の協力を得て航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報とを入国前に照合することのできる事前旅客情報システム(APIS)の運用を開始した。

18年5月、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)及び関税法が改正され、航空機等の長に対し、旅客及び乗員に関する情報の事前提出の義務付けが規定された。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 暴力団による犯罪、薬物・銃器犯罪及び来日外国人犯罪の検挙状況

ア 暴力団犯罪

平成16年から18年までの各年の暴力団構成員等の刑法犯及び特別法犯の検挙件数は、それぞれ5万1,305件、5万6,208件、5万7,557件であり、13年から15年までの平均(4万9,620件)に比べ、それぞれ1,685件(3.4%)、6,588件(13.3%)、7,937件(16.0%)増加した。

16年から18年までの各年の暴力団構成員等の刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、それぞれ2万9,325人、2万9,626人、2万8,417人であり、13年から15年までの平均(3万764人)に比べ、それぞれ1,439人(4.7%)、1,138人(3.7%)、2,347人(7.6%)減少した。

【暴力団構成員等の刑法犯及び特別法犯の検挙件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総検挙件数	46,768	49,217	52,876	51,305	56,208	57,557
刑 法 犯	31,631	35,814	39,575	38,944	41,077	42,743
特別法犯	15,137	13,403	13,301	12,361	15,131	14,814

【暴力団構成員等の刑法犯及び特別法犯の検挙人員】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総検挙人員	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417
刑法犯	19,650	20,405	20,265	19,472	18,629	18,016
特別法犯	11,267	10,419	10,285	9,853	10,997	10,401

イ 薬物犯罪

(ア) 覚せい剤

16年から18年までの覚せい剤事犯の検挙人員は、それぞれ1万2,220人、1万3,346人、1万1,606人であり、13年から15年までの平均(16,436人)と比べ、それぞれ4,216人(25.6%)3,090人(18.8%)4,830人(29.4%)減少した。

16年から18年までの覚せい剤の押収量は、それぞれ406.1kg、118.9kg、126.8kgであり、13年から15年までの平均(443.3kg)と比べ、それぞれ37.2kg(8.4%)、324.4kg(73.2%)、316.5kg(71.4%)減少した。

(イ) 大麻

16年から18年までの大麻事犯の検挙人員は、それぞれ2,209人、1,941人、2,28 8人であり、13年から15年までの平均(1,743人)と比べ、それぞれ466人(26.7%)、198人(11.3%)、545人(31.3%)増加した。

16年から18年までの乾燥大麻の押収量は、それぞれ606.6kg、643.1kg、225.8kgであり、13年から15年までの平均(526.7kg)と比べ、それぞれ79.9kg(15.2%)116.4kg(22.1%)増加及び300.9kg(57.1%)減少した。

16年から18年までの大麻樹脂の押収量は、それぞれ294.5kg、230.5kg、96.7kg であり、13年から15年までの平均(194.6kg)と比べ、それぞれ99.9kg(51.3%) 35.9kg(18.4%)増加及び97.9kg(50.3%)減少した。

(ウ) MDMA(注2)等合成麻薬

16年から18年までのMDMA等合成麻薬事犯の検挙人員は、それぞれ417人、4 03人、370人であり、13年から15年までの平均(158人)と比べ、それぞれ259人 (163.9%) 245人(155.1%)、212人(134.2%)増加した。

16年から18年までのMDMA等合成麻薬の押収量は、それぞれ46万9,126錠、57万1,522錠、18万6,226錠であり、13年から15年までの平均(226,569錠)と比べ、それぞれ24万2,557錠(107.1%)、34万4,953錠(152.3%)増加及び4万343錠(17.8%)減少した。

注2:化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン(3,4-Methylenedioxymethampheta mine)」の略名。別名「エクスタシー」と呼ばれ、本来は白色粉末であるが、様々な 着色がされることが多く、文字や絵柄の刻印が入った錠剤やカプセルの形で密売されている。

【薬物事犯別検挙人員】

					13年	14年	15年	16年	17年	18年
覚	t	. (١,	剤	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606
大				麻	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288
М	D	М	Α	等	102	117	256	417	403	370

【薬物種類別押収量】

				13年	14年	15年	16年	17年	18年
覚	せ	١١	剤	406.1	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8
乾	燥	大	麻	818.7	224.3	537.2	606.6	643.1	225.8
大	麻	樹	脂	72.8	244.1	267.0	294.5	230.5	96.7
М	DΝ	ΙА	等	112,358	174,259	393,088	469,126	571,522	186,226

14年以降のMDMA等錠剤型合成麻薬の押収量には覚せい剤とMDMAの混合錠剤を含む。

覚せい剤、乾燥大麻及び大麻樹脂の単位は(kg)で、MDMA等の単位は(錠)である。

ウ 銃器犯罪

(ア) けん銃等の摘発状況

16年から18年までのけん銃押収丁数は、それぞれ601丁、489丁、458丁であり、13年から15年までの平均(818丁)と比べ、それぞれ217丁(26.5%)、329丁(40.2%)、360丁(44.0%)減少した。

【けん銃の押収丁数】

				13年	14年	15年	16年	17年	18年
押	収	丁	数	922	747	785	601	489	458

(イ) 武器庫事件の摘発状況

16年から18年までの武器庫の摘発状況は、それぞれ11件、11件、7件であり、13年から15年までの平均(12件)と比べ、それぞれ1件(8.3%)、1件(8.3%)、5件(41.7%)減少した。

【武器庫の摘発状況】

				13年	14年	15年	16年	17年	18年
検	挙	件	数	19	8	10	11	11	7

工 来日外国人犯罪

16年から18年までの来日外国人の刑法犯及び特別刑法犯の検挙件数は、それぞれ 4万7,128件、4万7,865件、4万128件であり、13年から15年までの平均(3万4,375件)と比べ、それぞれ1万2,753件(38.1%)、1万3,490件(39.2%)、5,753件(16.7%)増加した。

16年から18年までの来日外国人の刑法犯及び特別刑法犯の検挙人員は、それぞれ2万1,842人、2万1,178人、1万8,872人であり、13年から15年までの平均(1万6,960人)と比べ、それぞれ4,882人(28.8%)、4,118人(24.3%)、1,912人(11.3%)増加した。

【来日外国人犯罪の検挙件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総検挙件数	27,763	34,746	40,615	47,128	47,865	40,128
刑法犯	18,199	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453
特別刑法犯	9,564	10,488	13,357	15,041	14,828	12,675

【来日外国人犯罪の検挙人員】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総検挙人員	14,660	16,212	20,007	21,842	21,178	18,872
刑法犯	7,168	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148
特別刑法犯	7,492	8,522	11,282	12,944	12,673	10,724

【事例1】

16年7月、横浜港において、中国・丹東港出港の貨物船に積み込まれたコンテナから、覚せい剤約35kgが発見された覚せい剤密輸入事件に関し、同年11月までに主犯格の山口組傘下組織幹部及び密輸仲介役の中国人女性ら13人を覚せい剤取締法違反(営利目的所持等)で逮捕した(警視庁、愛知、神奈川)。

【事例2】

18年5月、福岡県博多駅において、覚せい剤約4kgを所持していた道仁会傘下組織幹部を覚せい剤取締法違反(営利目的所持)で逮捕するとともに、関係箇所の捜索を行い、関係貸し倉庫内から覚せい剤約250g等を押収した。さらに、同人に覚せい剤を譲渡した松葉会傘下組織幹部を覚せい剤取締法違反(営利目的譲渡し)で逮捕した(警視庁、福岡)。

【事例3】

16年6月、東京都新宿区歌舞伎町のカジノ店にて賭博場を開帳し、賭博をさせていた胴元41人を賭博開帳等図利罪、同幇助で、賭客の中国人等外国人35人、日本人4人を賭博で逮捕した。さらに、同カジノ店が賭博場であることを知りながら用心棒を請け負い、みかじめ料を徴収していた山口組傘下組織幹部ら6人を同年12月、賭博開帳等図利幇助罪で、17年1月には組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)(犯罪収益等収受)違反で検挙した(警視庁)。

【事例4】

16年1月ころから、関東近辺の1都6県において連続発生した、ガスバーナー使用のガラス焼切りによる空き巣事件で、18年1月までに、中国人36人と日本人5人を逮捕し、同種窃盗事件約600件(被害総額約2億5,800万円)を解明した(警視庁、埼玉、群馬、栃木)。

(2) 組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整を行うための体制の整備状況 各都道府県警察において、組織犯罪対策に係る情報の集約分析及び関係部門間の捜 査調整を行うための体制整備が進められており、平成15年4月1日、警視庁で組織犯罪対策部が発足して以降、18年4月までにすべての都道府県警察において銃器・薬物対策の事務が刑事部に移管され、犯罪組織の壊滅に向けた戦略的捜査を推進するための体制が整備された。

【事例1】

18年1月、フィリピン共和国籍船舶を利用し、横浜港からけん銃11丁、適合実 包220個、爆薬、導火線、雷管及び大麻5キログラムを密輸入した事件に関して、 稲川会傘下組織関係者、密輸仲介役のフィリピン人ら4人を銃砲刀剣類所持等取 締法(以下「銃刀法」という。)違反(けん銃加重所持)等で逮捕した(警視庁、 神奈川)。

【事例2】

18年9月、中華人民共和国籍貨物船舶を利用し、姫路港から覚せい剤約6キログラムを密輸入した事件に関して、中国人船員及び受け取り役の日本人ら3人を覚せい剤取締法違反(譲受け及び譲渡し)で逮捕した(兵庫)。

(3) 暴力団の代表者等に対する責任の追及状況

ア 暴力団対策法の適用状況

暴力団対策法の施行以降、改正条文が適用された事例はないが、使用者責任の追及が、暴力団の対立抗争事件数及び銃器発砲事件数の減少につながったと考えられる。

イ 民事的責任の追及状況

指定暴力団の代表者に対する使用者責任又は共同不法行為責任に基づく損害賠償請求訴訟はこれまで8件提起されており(うち5件について、既に勝訴又は和解)、警察では、弁護士会及び暴力追放運動推進センターと緊密に連携し、被害者等の支援を実施した。

【事例】

五代目山口組傘下組織と会津小鉄傘下組織間に発生した対立抗争事件で、会津 小鉄組員と誤認されて射殺された警察官の妻子が、五代目山口組組長に対して提 起した使用者責任訴訟について、平成16年11月、最高裁は、使用者責任を認めた 大阪高裁の判断を認め、上告を棄却した。警察では、京都府警を中心に、警察官 の証人出廷、関係者の保護対策等の支援を実施した(京都)。

ウ 対立抗争事件の発生状況

16年から18年までの各年の暴力団の対立抗争事件の発生件数は、それぞれ6件、6件、0件であり、13年から15年の平均(6件)に比べ、それぞれ0件(0%)0件(0%)6件(100%)減少した。

特に、16年から18年までの各年の対立抗争事件に起因するとみられる不法行為の 発生回数は、それぞれ31回、18回、0回であり、13年から15年の平均(51回)に比 べ、それぞれ20回(39.2%) 33回(64.7%) 51回(100%)と大きく減少した。 【対立抗争事件の発生状況】

		13年	14年	15年	16年	17年	18年
Ż	付立抗争事件 (件)	5	7	7	6	6	0
	発生回数(回)	81	28	44	31	18	0
	うち銃器使用回数	71	21	32	19	11	0
	銃器使用率 (%)	87.7	75.0	72.7	61.3	61.1	0
	死 者数 (人)	4	2	7	4	2	0
	うち暴力団構成員以外	0	0	0	0	0	0
	負傷者数(人)	15	14	15	12	4	0
	うち暴力団構成員以外	1	0	0	2	0	0

対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを 発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を 発生回数」としている。

(4) 新たな捜査手法の活用状況

ア 通信傍受

平成16年から18年までの通信傍受法に基づく通信傍受の実施事件数は、それぞれ4件、4件、9件であり、13年から15年までの平均(2件)と比べ、それぞれ2件(100%)、2件(100%)、7件(350%)と増加した。

16年から18年までに通信傍受を実施した結果逮捕された人員は、それぞれ12人、19人、27人であり、13年から15年までの平均(13人)と比べ、1人(7.7%)減少及び6人(46.2%)、14人(108%)と増加した。

【通信傍受の実施事件数及び検挙人員】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
実施事件数(件)	0	2	2	4	4	9
検 挙 人 員 (人)	0	8	18	12	19	27

検挙人員は報告数

イ コントロールド・デリバリー

16年から18年までの薬物の密輸入に関するコントロールド・デリバリーの実施件数は、それぞれ78件、43件、29件であり、13年から15年までの平均(39件)と比べ、それぞれ39件(100%)、4件(10.3%)増加及び10件(25.6%)減少した。

【薬物の密輸入に関するコントロールド・デリバリーの実施件数】

	13年	14年	15年	16年	1 <i>7</i> 年	18年
実施件数	28	26	63	78	43	29

(5) 入国管理局等との連携状況

不法滞在外国人のい集する場所等を重点に、入国管理局との合同摘発を恒常的に実施するなど、不法滞在外国人数の縮減に向けた取締りを推進した。

平成16年から18年までの合同摘発人員は、それぞれ6,530人、9,294人、12,101人であり、13年から15年までの平均(4,812人)と比べ、それぞれ1718人(35.7%)、4,4

82人(93.1%) 7,289人(151.5%)増加した。

また、犯罪対策閣僚会議において、15年12月に策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」で示された入管法第65条(注3)の活用拡大は、17年9月1日までに全国警察への導入が完了した。

16年から18年までの入管法第65条を活用した検挙等人員は、それぞれ4,077人、5,7 06人、6,647人であり、13年から15年までの平均(1,466人)と比べ、それぞれ2,611 人(178.1%)、4,240人(289.2%)、5,181人(353.4%)増加した。

【入国管理局との合同摘発人員】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
合同摘発人員	5,979	3,741	4,717	6,530	9,294	12,101

【入管法第65条を活用した検挙等人員】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
検挙等人員	1,819	1,043	1,536	4,077	5,706	6,647

注3:入管法第65条には、刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪(不法入国、不法 残留、不法在留、資格外活動等)に係る被疑者を逮捕等した場合で、収容令書が発付 され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、被疑者を拘束したとき から48時間以内に書類及び証拠物と共に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことがで きると規定されている。

(6) 中国公安部との各種協力の実施状況

中国側との捜査協力により、検挙に至った事例が報告されている。

【事例1】

平成15年6月に福岡県内で発生した一家4名に対する強盗殺人死体遺棄等事件について、16年6月、中国公安当局との連携により、中国人男1人を強盗殺人・死体遺棄で逮捕した。また、15年9月、中国公安当局が、犯行後中国に帰国した共犯者の中国人男2人を中国国内法の国外犯規定に基づき逮捕した(福岡)。

【事例2】

12年5月に神奈川県内で発生した強盗殺人事件について、16年8月、中国公安 当局が、犯行後中国に帰国した中国人男1人を中国国内法の国外犯規定に基づき 逮捕した(神奈川)。

【事例3】

中国残留邦人子弟を装った日本国籍不正取得事件について、18年11月までに、 中国公安当局との連携により、中国人男1人と日本人男1人を公正証書原本不実 記載等で検挙した(宮城)。

【事例4】

14年10月に福井県内において発生した日本人と中国人混成の強盗団による連続強盗事件について、18年11月、中国公安当局との連携により、中国に逃亡した日

本人被疑者が強制退去されたことを受け、日本国内で逮捕した(福井)。

【事例5】

16年5月、福岡市所在のエステ店において日本人男性が殺害された事件について、18年3月、中国公安当局が中国に逃亡した被疑者を逮捕し、同年12月に死刑判決(執行猶予2年)が確定した(福岡)。

(7) 事前旅客情報システム(APIS)の活用状況

平成17年及び18年の指名手配被疑者等の検挙人員は、それぞれ17人及び23人であった。

4 評価の結果

(1) 効果

平成16年から18年までの検挙事例において、暴力団、来日外国人等の資金獲得活動に着目した犯罪組織突き上げ捜査等が推進されるなど、犯罪組織の壊滅と実態把握に向けた組織犯罪対策の浸透が認められる。

特に、具体的な政策の実施については、次の点について、とりわけ高い効果が認められる。

暴力団対策法の改正により、対立抗争等により巻き添え被害を受けた場合の指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及が容易になった。この副次的な効果として、暴力団による対立抗争事件の発生件数、対立抗争事件に起因するとみられる不法行為の発生回数等が減少したと考えられる。

警察大学校での専科等の実施により、通信傍受法を適正かつ効果的に運用する ための知識を習得した捜査員が養成され、適用事件についても増加した。

また、コントロールド・デリバリーの実施、通信傍受の効果的活用により、薬物密輸入事犯を摘発し、密輸密売ルートの解明及び壊滅を行った。

中国公安部との協議、情報交換等を積み重ねてきたことで、犯罪対策の協力態勢が整備されるとともに、具体的な捜査においても成果を上げている。

事前旅客情報システム(APIS)の運用開始以降、APISによる指名手配 被疑者等の検挙は増加している。

入国管理局との合同による集中取締りによる入管法違反事件の検挙人員等が増加した。

(2) 改善等を要する事項

暴力団、来日外国人犯罪組織等の犯罪組織は、肥大化、国際化し、しかも相互に連携しつつ、社会経済情勢の変化に対応して、巧妙かつ多様な手段により資金獲得を行い、違法行為を敢行している。犯罪組織を弱体化・壊滅するためには、これまでの取組みに加え、犯罪組織の資金獲得活動の実態を適確に把握した上で、犯罪組織への資金の流入を遮断し、また、犯罪組織から犯罪収益のはく奪等を進めることが肝要であ

る。各都道府県が保有する組織犯罪情報の集約、分析及び共有を推進し、犯罪組織の 資金獲得活動の実態に対応した取締りを推進する必要がある。

また、具体的な政策の実施に当たっては、次の点について、改善等を図る必要がある。

暴力団や来日外国人の組織的関与が進展し、薬物密輸事犯が巧妙化する傾向にあることから、コントロールド・デリバリーについて実施方法及び装備資機材の高度化を検討する必要がある。

日中間の枠組みを更に強化するとともに、日中刑事共助条約等による新しい枠 組みの構築を推進し、犯罪対策に係る協力関係を強化する必要がある。

暴力団等の資金源対策に当たっては、犯罪組織の資金獲得活動の実態を適確に 把握した上で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、組織的犯罪処罰法等を 活用し、犯罪組織への資金の流入を遮断するとともに、犯罪収益のはく奪等を進 める必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第3 テロ対策とカウンターインテリジェンス(諜報事案対策)

1 情報収集・分析機能の強化

(政策所管課:外事課、警備企画課、公安課、国際テロリズム対策課)

1 政策の内容

(1) 外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な関係の構築等

警察庁に国際テロ対策及びカウンターインテリジェンス(諜報事案対策)等に関する事務を行う外事情報部(仮称)を設け、各国治安情報機関等との間でハイレベルの緊密な関係を構築するとともに、外国において当該国の治安情報機関等と緊密な情報交換を行うための態勢を整備する。

(2) 警備情報の収集・分析能力の強化

国内におけるテロ関連情報の収集を強化する。また、警察庁に、情報収集衛星から得られる画像情報の活用に係る事務を行う組織を設けるとともに、情報分析の専門家の採用・育成を推進し、情報収集・分析能力を強化する。

(3) 国としての国際テロ等に係る情報収集等の在り方の明確化

国際テロ等の事案に係る外国における警備情報の収集に当たっての警察庁の機能の明確化等について検討する。

2 実施事項

(1) 外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な関係の構築等 平成16年4月、警察庁に国際テロ対策及びカウンターインテリジェンス(諜報事案 対策)等に関する事務を行う外事情報部を設置した。

(2) 警備情報の収集・分析能力の強化

平成16年4月、国内におけるテロ関連情報の収集態勢を強化するとともに、情報収集衛星から得られる画像情報の活用に係る事務を行う組織を設置した。また、画像情報の分析のために必要な予算措置を講じた。

(3) 国としての国際テロ等に係る情報収集等の在り方の明確化

平成16年4月、警察法改正により、国外における日本人被害のテロ事案への対処、 外国警察機関等との連絡に関することについて、国の治安責任を明確化し、都道府県 警察に対する関与を強化した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 外国治安情報機関等との情報交換を行うための態勢の強化状況

平成16年4月、外事情報部を設置し、外事情報部長による外国治安情報機関等との ハイレベルの緊密な情報交換、外国における当該国の治安情報機関等との緊密な情報 交換を行っているほか、18年4月に、外事課に拉致問題対策室を設置し、北朝鮮によ る日本人拉致容疑事案の全容解明に向けた取組みを強化した。

また、16年度、17年度及び18年度に、所要の増員措置を講じた。

(2) 警備情報の収集・分析態勢の強化状況

平成16年4月、警察庁警備局警備企画課に情報収集衛星に関する事務をつかさどる衛星情報官を設置し、16年度及び17年度には、情報収集衛星から得られる画像の活用に係る増員措置を行った。

また、16年度から18年度にかけて、そのままでは機微度が高く、秘密保全のため利用の際の制約が多い衛星画像を適切に加工し、庁内での効果的な利用を可能とする資機材や衛星画像の分析のために用いる地図等の整備を行うとともに、分析に当たる担当官を海外の専門家等が集まる国際会議に派遣するなどして、能力向上のために必要な措置を講じた。

(3) 国際テロ等に関する情報収集機能の強化状況

平成16年4月、警察法改正により、国家公安委員会(警察庁)がつかさどる事務として、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案に対処するための警察の態勢に関すること及び外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関することが追加された。

同月、外事情報部に国際テロに関する情報収集等をつかさどる国際テロリズム対策課を設置するとともに、17年4月、同課に国際テロリズム情報官を設置し、情報収集等の機能強化を図った。

また、16年度、17年度及び18年度に、所要の増員措置を講じた。

4 評価の結果

(1) 効果

情報収集・分析態勢の強化や資機材の整備等による情報収集・分析機能の強化には、次のような一定の効果があるものと認められる。

外事情報部を設置した結果、これまでカウンターパートとしていなかった機関からも新たに情報交換の申出を受けるなど、外国治安情報機関等との緊密な協力関係の構築等が推進された。

北朝鮮による日本人拉致容疑事案において、18年中、新たに4件の拉致容疑事案で延べ5名の実行犯に対する逮捕状を取得し、国際手配を行ったほか、昭和52年に女性が失踪した事案を新たに拉致容疑事案と判断した。

情報収集衛星から得られる画像情報の活用に関する組織・資機材を整備するこ

とにより、衛星画像等を活用した分析結果を効果的に利用することが可能になり、 警察庁の有するその他の情報と照合することで、より正確かつ効率的な情報収集 ・分析活動に資する一定の効果があった。

外国治安情報機関等との情報交換を行うための態勢の強化及び国としての情報 収集等の在り方の明確化を通じて外国治安情報機関等との連携を緊密化させるこ とにより、テロ関連情報をより迅速かつ効率的に収集・分析することが可能になった。

(2) 改善等を要する事項

情報収集・分析機能は一定の強化が図られたものの、依然として、情報収集・分析機能は脆弱である。具体的には次の点について、改善等を図る必要がある。

国際テロの脅威、日本人拉致容疑事案等の対日有害活動を敢行してきた北朝鮮による安全保障上の脅威、大量破壊兵器関連物資等の拡散等に的確に対応するためには、ハイレベルの情報交換により、海外治安情報機関等との緊密な協力関係を一層強化することに加えて、実務担当者による情報交換についても更なる充実を図る必要があるが、そのための態勢はいまだ十分とはいえない。

政府の運用する情報収集衛星は4基態勢になり、また、テロ対策、大量破壊兵器関連物資等の不拡散、緊急事態における危機管理対応等を推進する上で、画像情報に対する必要性は今後一層高まると考えられる。これらの諸要因に伴って増加する業務量に対応するため、必要な分析要員を整備する必要がある。さらに、情報収集衛星及び商用衛星から得られる画像情報の有効活用を図るため、分析資機材の保守整備及び分析担当官の能力向上を推進する必要がある。

国際テロ等の未然防止を図るためには、国内外において幅広く情報収集を実施 し、的確な分析を行う必要があるが、複雑化する国際テロ情勢を踏まえると、情 報収集・分析態勢はいまだ十分とはいえない。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第3 テロ対策とカウンターインテリジェンス(諜報事案対策)

2 事案対処態勢等の強化

(政策所管課:警備企画課、警備課、国際テロリズム対策課)

1 政策の内容

(1) 国の治安責任の明確化等

重大テロ事件に対して、警察庁が都道府県警察を指揮監督することができることを明確化するための検討を行う。また、警察庁に危機管理一般に関する事務を行う組織を設ける。

(2) 国際テロ特別機動展開部隊(仮称)の設置等

警察庁に、捜査、人質交渉、鑑識、爆発物の分析等の専門家により構成される国際 テロ特別機動展開部隊(仮称)を設置し、海外において邦人に対するテロが発生した 場合に直ちに同部隊を展開する。また、特殊部隊(SAT)の訓練施設及び銃器対策 部隊等の特殊銃・車両等の装備資機材を整備する。

(3) テロ対策に資する法制の研究

我が国の国情、法体系に則し、国民の合意が得られる有効な法制について研究を進める。

2 実施事項

(1) 国の治安責任の明確化等

平成16年4月、警察法改正により、爆発物に係る事案など重大テロ事案に関し、 警察庁が都道府県警察を指揮監督することができることが明確化された。

同月、警察庁警備局警備企画課に危機管理に関する事務等をつかさどる危機管理 企画官を設置するとともに、所要の増員措置を講じた。

17年10月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国家公安委員会及び警察庁が実施する国民の保護のための措置等について定める国家公安委員会・警察庁国民保護計画を作成した。

(2) 国際テロ特別機動展開部隊(仮称)の設置等

平成16年8月、国外において邦人の生命、身体及び財産並びに我が国の重大な利益に関係するテロが発生した場合や国際的な捜査協力を必要とするテロが発生した場合等に、当該事案に関する情報収集、現地治安機関等への捜査支援等を行う「国際テロリズム緊急展開班(TRT-2: Terrorism Response Team-Tactical Wing for Overseas)」(注1)を発足させた。

注1:10年に設置された「国際テロ緊急展開チーム(TRT: Terrorism Response Team)」を、現地治安機関等に対して、より広範囲の支援活動を行う能力を持つものに改組したもので、国際テロに関する捜査や鑑識、人質交渉等に関して専門性を有する警察職員等で構成される。

16年度から18年度にかけて、特殊部隊(SAT)の訓練施設並びに銃器対策部隊、爆発物処理班及びNBCテロ対応専門部隊の装備資機材を整備したほか、16年12月には、ハイジャック防止対策等を強化するためスカイ・マーシャル(警察官による航空機警乗)を編成した。特殊部隊については、17年度において、新たに沖縄県警察に部隊を編成するとともに、これを含めて既存の約200人体制(全国)を50人増強して約250人体制とした。さらに、18年度中に50人増強し、約300人体制とすることとしている。NBCテロ対応専門部隊については、17年度、新たに千葉県警察に部隊を編成するとともに、16年度から18年度にかけて、既存の警視庁及び大阪府警察の部隊を増強することとした。

(3) テロ対策に資する法制の研究

海外のテロ対策法制及びその運用状況について研究を進め、我が国の国情や法体系に則し、国民の合意を得られる有効な法制が整備されるよう、内閣官房や関係省庁との連携を強化した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 重大テロ事件等への対処機能の強化状況

平成16年4月、警察法改正により、国家公安委員会(警察庁)がつかさどる事務として、爆発物に係る事案など重大テロ事案に係る警察運営に関することが追加された。また、18年1月、警察庁長官は、警察法第61条の3第1項の規定に基づき、昭和53年に福井県及び新潟県において発生したアベック拉致容疑事案に対処するための警察の態勢に関し、必要な指示を行った。

(2) 危機管理一般に関する事務を行うための態勢の整備状況

平成16年4月、警察庁警備局警備企画課に危機管理に関する事務等をつかさどる危機管理企画官を設置するとともに、同危機管理企画官の下で危機管理に関する企画、立案等を所掌する要員の増員措置を講じた。

(3) 国際テロリズム緊急展開班の活動状況

平成16年9月の「インドネシア・ジャカルタにおけるオーストラリア大使館前爆弾 テロ事件」、同年10月の「イラクにおける邦人人質殺害事件」及び17年10月の「イン ドネシア・バリ島における連続爆弾テロ事件」に際し、TRT-2を派遣し、情報収 集、捜査支援等を実施した。

(4) 特殊部隊(SAT) 銃器対策部隊等の整備状況

平成16年度から18年度にかけて、特殊部隊(SAT)の偵察・制圧用装備資機材の

一層の高度化及び訓練施設の充実並びに銃器対策部隊の装備資機材、爆発物処理班の 爆発物検知器等の装備資機材等の充実強化を図った。17年9月には、特殊部隊(SAT)を新たに沖縄県警察に編成し、18年3月には、NBCテロ対応専門部隊を新たに 千葉県警察に編成したことにより、18年末までに、特殊部隊(SAT)は8都道府県 警察、NBCテロ対応専門部隊は9都道府県警察に設置されている。

また、16年12月、スカイ・マーシャルによる民間航空機への警乗を開始した。

(5) テロ対策に資する法制の研究

平成16年8月に策定した「テロ対策推進要綱」においては、諸外国のテロ対策法制の内容を紹介するとともに、同年12月に発表された政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の「テロの未然防止に関する行動計画」の策定に当たっては、海外のテロ対策法制の研究結果を提供するなど、我が国のテロの未然防止に向けた制度、体制等に関する改善策の取りまとめに参画した。

4 評価の結果

(1) 効果

平成16年から18年までの一連の施策により、重大テロ事件等発生時の国の治安責任が明確にされるとともに、特殊部隊等の態勢・装備資機材の整備が行われ、緊急事態発生時に迅速・的確に対処するための態勢が整えられた。

具体的な政策の実施については、次の項目で特に高い効果が得られた。

警察法の改正により、重大テロ事案発生時の警察運営に関する国の治安責任が明確化されるとともに、警察庁警備局警備企画課に危機管理企画官及び所要の要員の設置を行い、政府全体で行われる事態対処法制(注2)等に関する検討への参画、国民保護法に基づく国家公安委員会・警察庁国民保護計画(注3)の作成等を行ったことにより、我が国において緊急事態が発生した際に、警察が実施すべき事項が明確になった。

注 2 : 武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制(武力攻撃事態等における国民の 保護のための措置に関する法律、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関 する法律等)

注3: 国家公安委員会及び警察庁が実施する国民の保護のための措置等について定めた計画

国際テロリズム緊急展開班を設置した結果、海外で国際テロが発生した場合において、当該事案に関する情報収集、現地治安機関等への捜査支援等をより的確に実施できるようになり、海外における国際テロ等への迅速かつ的確な対処が可能になった。

特殊部隊(SAT)を沖縄県に、NBCテロ対応専門部隊を千葉県に新たに設置したことにより、重大テロ対処態勢の地理的な間隙を埋める上で大きな効果が

あった。また、爆発物処理班に高性能の爆発物検知器等を整備したことにより、 爆発物事案に対する対処能力が向上し、スカイ・マーシャルによる民間航空機へ の警乗を開始したことにより、ハイジャック等の航空機を対象にした事案に対す る対処能力が向上した。

諸外国におけるテロ対策法制に関する研究結果を、警察におけるテロ対策法制の検討の参考としているほか、政府の「テロの未然防止に関する行動計画」策定に当たっても参考とされ、当該行動計画に基づき、18年5月及び同年12月に、それぞれ入管法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)が改正されるなど、政府全体のテロ対策の推進にも資するという効果が認められた。

(2) 改善等を要する事項

重大テロ等緊急事態に対処するための態勢については、平成16年から18年にかけて 一定の整備がされているものの、我が国全体の危機管理一般についての所要の態勢を 構築するため、次の項目について更なる取組みが必要である。

国民保護法に基づく図上訓練・実動訓練に積極的に参画し、関係機関と連携して国民保護措置をより迅速・的確に講じ得る態勢を確立する必要がある。

国際テロリズム緊急展開班については、同班が設置されたことによって、海外における国際テロ等へのより迅速かつ的確な対処が可能となったが、常時適切に活動できる態勢を確保する必要があることから、継続的に班員の活動能力の維持・向上及び要員の育成に努めるとともに、国際テロリズム緊急展開班の業務全般をより効果的に実施するための態勢整備を行う必要がある。

特殊部隊(SAT)及びスカイ・マーシャルについては、事案発生時の環境を 擬似した訓練が可能となる施設が完全には整備されておらず、訓練に支障を来し ていることから、これらの訓練施設の整備を図るとともに、更なる対処能力の強 化を図るため、装備資機材の充実強化を図っていく必要がある。

NBCテロ対応専門部隊については、地理的に離れた四国、沖縄県等に未設置であるなど全国的なNBCテロ対応体制が未確立であることから、かかる地域にNBCテロ対応専門部隊の新設を図るとともに、更なる対処能力の強化を図るため、装備資機材の充実強化を図っていく必要がある。

爆発物処理班については、爆薬の識別能力及び処理要員の防護能力の向上を図る装備資機材が完全には整備されておらず、また、最近の国際テロに用いられる自動車爆弾や大量の爆薬に対応するための装備資機材が不十分であることから、これらの装備資機材の整備を図っていく必要がある。

銃器対策部隊については、隊員の安全性や機動性についていまだ不十分な点があることから、これらの向上に資する装備資機材の整備を図っていく必要がある。 英国警察当局が、国内外の関係機関と連携して、18年8月に複数の航空機を飛 行中に爆破するテロ計画の実行を未然に防止した事例等を踏まえ、諸外国の効果 的なテロの未然防止対策の調査を一層進めるとともに、我が国の国情等に則し、 国民の安全及び国の治安の確保に有効な対策の導入について検討を進める必要が ある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第4 サイバー犯罪及びサイバーテロ対策

(政策所管課:情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課)

1 政策の内容

(1) 国によるサイバー犯罪捜査の指導調整等

警察庁にサイバー犯罪対策課(仮称)を設け、全国警察におけるサイバー犯罪捜査の指導調整・捜査共助を推進するほか、サイバー空間における犯罪の防止に取り組む。また、サイバー犯罪・サイバーテロ対策に関する警察庁による支援及び支援を行う上で必要な権限について、法制の整備等を検討する。

(2) 外国機関との連携の強化

「サイバー犯罪に関する条約(注1)」第35条に規定する連絡部局としてサイバー 犯罪対策課(仮称)を指定し、関係国の機関との連携体制を構築する。

注1:サイバー犯罪に関する刑事実体法に関する規定、刑事手続法に関する規定及び国際協力に関する規定を含んだ世界初の包括的な国際条約

(3) サイバーテロ対策の強化

サイバーテロに係る情報収集、分析態勢の強化、要員の教育訓練の充実及び重要インフラ事業者との連携強化を推進する。

2 実施事項

(1) 国によるサイバー犯罪捜査の指導調整等

平成16年4月、サイバー犯罪の捜査及び予防を一体的かつ効果的に推進するため、 警察庁生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置した。

16年4月、警察法の改正により、情報技術の解析を国の統轄事務として整理した。 18年4月、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整能力の向上 を図るため、情報技術犯罪対策課に情報技術犯罪捜査指導官を設置した。

総合セキュリティ対策会議(注2)における議論を踏まえ、サイバー空間における違法・有害情報の氾濫の防止を図るため、18年6月、警察庁がホットラインに関する業務(注3)を民間委託し、インターネット・ホットラインセンターの運用を開始した。

インターネット上の違法・有害情報から児童を守るため、総務省、文部科学省等と連携し、フィルタリング・ソフト又はサービス(注4)の普及の促進を図る広報 啓発活動等を実施した。

注2:情報セキュリティに関する産業界と政府の連携の在り方等について検討を行うため、

13年度から開催されている有識者、関連事業者、PTAの代表者等で構成される会議注3:インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受理し、ホットライン運用ガイドラインに基づいて選別を行い、違法情報については警察に通報した上でプロバイダや電子掲示板の管理者等(以下「プロバイダ等」という。)に削除を依頼し、有害情報については直接プロバイダ等に削除を依頼する業務

注4:ウェブサイト上の違法・有害情報へのアクセスを制御するために、受信者側でこれ らの情報を受信するかどうかを選択できるソフトウェア又はサービス

(2) 外国関係機関との連携の強化

平成16年4月、サイバー犯罪に関する条約第35条に規定する連絡部局(24時間コンタクトポイント)として情報技術犯罪対策課を指定することとした。

(3) サイバーテロ対策の強化

インターネット上のサイバー攻撃等の観測機能の高度化を行った。

警察庁、地方機関及び都道府県警察のサイバーテロ対策要員に対し、教育訓練を 実施した。

平成16年4月、「総合的なサイバーテロ対策の強化について」(16年4月27日付け警察庁丙備企発第32号等)により、各地方機関及び都道府県警察に対し、個別訪問等を通じた重要インフラ事業者との連携を指示した。

17年11月、情報セキュリティ事案対処組織間の情報共有を通じて、適切な事案対処を促進するため、情報技術解析課サイバーテロ対策技術室がFIRST (Forum of Incident Responce and Security Teams) に加盟した。

18年10月、都道府県警察のサイバーテロ対策要員を警察庁に招致して、重要インフラ事業者等との共同訓練の実施を含む効果的なサイバーテロ対策の推進について指示するとともに、第一線の取組みについての情報共有を図った。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) サイバー犯罪の検挙状況

平成16年から18年までの各年のサイバー犯罪の検挙件数は、それぞれ2,081件、3,161件、4,425件であり、13年から15年までの平均(1,598件)と比べ、それぞれ483件(30.2%)、1,563件(97.8%)、2,827件(176.9%)増加した。

【サイバー犯罪の検挙件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
検挙件数	1,339	1,606	1,849	2,081	3,161	4,425
不正アクセス禁止法違反	67	105	145	142	277	703
コンピュータ 電磁的記録対象犯罪	63	30	55	55	73	129
ネットワーク利用犯罪	1,209	1,471	1,649	1,884	2,811	3,593

【事例1】

無職の男らは、インターネット・バンキングを利用している会社に対して、取引上の苦情を装った電子メールにスパイウェアを添付して送り付け、同社がインターネット・バンキングにアクセスするために必要な識別符号(ID、パスワード等)を取得し、インターネット・バンキングに不正アクセスして同社の預貯金口座から男の管理する他人名義の預貯金口座に対して約21万円を送金する操作を行った。17年11月、電子計算機使用詐欺罪及び不正アクセス禁止法違反(不正アクセス行為)で逮捕した(警視庁)。

【事例2】

無職の男は、電子掲示板を通じて共犯者を募り、実在するインターネット・オークション運営会社を装って不特定多数の者に電子メールを送り、同社のウェブサイトに見せ掛けて作成した偽のウェブサイトを閲覧するよう誘導し、これを本物のウェブサイトであると誤信した者に識別符号を入力させてこれを不正に取得した上、無職の女らにこの識別符号を使って不正アクセスさせ、他人になりすまして商品を架空に出品させ、落札した者から代金をだまし取った。18年5月、無職の男ら8人を詐欺罪及び不正アクセス禁止法違反(不正アクセス行為)で逮捕した(京都、静岡、熊本)。

(2) サイバー犯罪等に関する相談状況

平成16年から18年までの各年のサイバー犯罪等に関する相談件数は、それぞれ70,6 14件、84,173件、61,467件であり、13年から15年までの平均(26,120件)と比べ、それぞれ44,494件(170.3%)、58,053件(222.3%)、35,347件(135.3%)増加した。また、18年中のインターネット安全・安心相談システム(注5)へのアクセス件数は、393,234件(1日平均1,077件)であった。

注5:警察庁において17年6月から運用を開始した、利用者の困りごとに応じた基本的な 対応策等を回答するシステム

【サイバー犯罪等に関する相談件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
相談件数	17,277	19,329	41,754	70,614	84,173	61,467

【インターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数の推移】

	17年 6月~12月	18年
アクセス件数	226,774	393,234

(3) サイバー犯罪の捜査及び技術支援を行うための態勢の整備状況

ア 捜査の態勢の整備状況

平成16年4月、サイバー犯罪の捜査及び予防を一体的かつ効果的に推進するため、生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置するとともに、捜査の競合を調整し、 及び捜査共助を促進することにより、効果的かつ効率的な捜査を行うため、「指 定サイバー犯罪等の捜査等に係る事務の指針」等を制定した。

民間企業でシステムエンジニアとして勤務した経験を有する者等をサイバー犯罪特別捜査官として中途採用しており、18年5月現在、21都道府県警察において、同捜査官49人をサイバー犯罪捜査に従事させている。

警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、サイバー犯罪対策に従事する警察官及び技術職員を対象として、サイバー犯罪の防止及び捜査に必要な手続、知識及び技術を習得させるための専科教育を16年中に31回、17年中に41回、18年中に59回実施した。

イ 技術支援の態勢の整備状況

16年4月、各都道府県(方面)情報通信部に情報技術解析課を設置した。

各地方機関及び都道府県警察のサイバー犯罪支援業務に従事する警察職員に対して、捜査現場で業務を遂行するために必要となる電磁的記録解析等の知識・技術や刑事訴訟法等の法的知識に関する専科教育を16年中に11回、17年中に13回、18年中に11回実施した。

(4) インターネット上の違法・有害情報対策の実施状況

インターネット・ホットラインセンターでは、平成18年6月から同年12月末までに、インターネット利用者から29,105件の通報を受理した。そのうち1,010件について、プロバイダ等に対して違法・有害情報の削除依頼を行い、782件(77.4%)が削除された。また、これらの通報を端緒として、19年3月末までに都道府県警察が検挙した事件は8件である。さらに、これらの通報のうち、外国のサーバに蔵置されている児童ポルノに係るもの251件について、警察庁からサーバ所在国の警察機関に対し、国際刑事警察機構(ICPO)経由で情報を提供した。

総務省、文部科学省等と連携し、携帯電話の事業者・販売者、教育関係者、児童や保護者等に対し、フィルタリング・ソフト又はサービスの普及の促進に向けた働き掛けや広報啓発活動を行った。その結果、携帯電話の事業者において、未成年者が使用する携帯電話の契約時に提出を求める保護者の同意書に、フィルタリング・サービスの利用の意思を確認する欄を設けるなどの動きが見られた。

(5) 外国関係機関との連携状況

G8司法内務閣僚級会合で策定された「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」に基づき、情報技術犯罪対策課を46か国・地域間における日本の24時間コンタクトポイントとして指定し、各国の捜査機関との情報共有を図るとともに、各種国際会議に参加し、各国の捜査機関との良好な協力関係の構築に努めている。

G 8 各国がサイバー犯罪に対して共通して講ずるべき対策を検討するため、G 8 ローマ/リヨン・グループの下に置かれたハイテク犯罪サブグループに出席し、国際捜査協力や各国国内の体制整備に関する議論に参加している。

平成17年9月、アジアの近隣諸国・地域との間でサイバー犯罪に関する捜査機関

相互の連携を強化するため、中国、韓国、タイ、香港等の7か国・地域からサイバー犯罪捜査機関の幹部を招き、第7回アジア・南太平洋IT犯罪作業部会をICPOと共催した。

18年5月、警察庁と英国重大組織犯罪対策庁が、サイバー犯罪の防止及び取締りのための協力の推進を目的とした意図表明文書に署名した。

17年以降、警察庁と米国連邦捜査局(FBI)との間でサイバー犯罪情勢についての情報交換、捜査や情報解析の手法の紹介等の捜査協力を推進するため、年に1回警察庁・FBIサイバー犯罪ワーキング・グループを開催している。

16年2月、17年2月及び同年11月にアジア地域サイバー犯罪捜査技術会議を、18年9月にアジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を主催し、電磁的記録の解析に関する捜査技術訓練、サイバー犯罪対策等に関する意見交換等を実施した。

(6) サイバーテロ情報の収集・分析態勢の整備状況

平成16年10月にDoS攻撃(注6)被害観測システムを、17年1月にボットネット (注7)観測システムを開発した。また、18年10月、不正プログラムの感染活動等に ついて早期に検知できるよう、リアルタイム検知ネットワークシステム(注8)の高 度化を図った。

注6:サイバー攻撃の一つであり、コンピュータに対し、想定していないほどの大量のアクセスの繰返し等を行い、コンピュータのサービス提供を不可能にする(Denial of Service)などの攻撃手法

注7:攻撃者の命令に基づき動作するプログラム(ボット)に感染したコンピュータ群及 び攻撃者の命令を送信する指令サーバから成るネットワーク

注8:警察の有するインターネットとの接続点(全国で57か所)に設置したセンサーから の情報を24時間体制で集約・分析するためのシステム

【事例1】

16年8月、サイバーフォースセンターは、複数の中央省庁等のウェブサイトに対するDoS攻撃を、試験運用中であったDoS攻撃被害観測システムでいち早く認知し、関係省庁に対して情報提供を行った。

【事例2】

18年10月、サイバーフォースセンターにおいて、重要インフラ事業者等の情報システムに不正プログラムが感染している可能性が高いことを検知したため、関係警察と連携し、当該重要インフラ事業者等に、被害拡大防止のための情報提供を行った

(7) サイバーテロ対策要員に対する教育訓練の実施状況

警察庁、地方機関及び都道府県警察のサイバーテロ対策要員に、サイバー攻撃手法、サイバー攻撃に対する防御手法等に関する知識・技能を習得させるための専科及び民間委託研修を平成16年中に17回、17年中に18回、18年中に20回実施した。

また、研修のため、警察庁及び地方機関のサイバーテロ対策要員を米国及び英国の捜査機関等に派遣した。

(8) 重要インフラ事業者等との連携状況

重要インフラ事業者等との連携強化を図るため、個別に訪問するなどして、情報システムの実態把握や情報セキュリティに関する助言・要請、事案発生時における証拠保全措置の要請等を行った。

重要インフラ事業者等の基幹システムの運用等に携わる情報セキュリティ担当者 等を対象としたサイバーテロ対策セミナーを実施し、サイバー攻撃に対処するため の情報提供を行った。

サイバーテロの未然防止並びに事案発生時の被害拡大の防止及び迅速かつ確実な事件検挙を図るため、6都府県において、警察と重要インフラ事業者等とで構成される「サイバーテロ対策協議会」を継続的に開催し、サイバーテロ対策に関する警察からの情報提供、参加者間の意見交換・情報共有に努めている。

サイバーテロ対策の更なる推進のため、重要インフラ事業者等との共同訓練を18年中に17回実施した。

4 評価の結果

(1) 効果

サイバー犯罪の検挙件数は毎年増加しており、上記の国によるサイバー犯罪捜査の 指導調整等及び外国機関との連携の強化によるサイバー犯罪対策には、高い効果があ るものと認められる。

また、サイバーテロはいまだ発生しておらず、上記のサイバーテロ対策には、高い 効果があるものと認められる。

特に、具体的な政策の実施については、次の点について、とりわけ高い効果が認められる。

ア 国によるサイバー犯罪捜査の指導調整等

生活安全局に情報技術犯罪対策課を、また、同課に情報技術犯罪捜査指導官を 設置したことにより、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整 が適切に行われ、サイバー犯罪に的確に対応することが可能となった。

都道府県(方面)情報通信部に情報技術解析課を設置したことにより、都道府 県警察からの情報通信に関する技術を必要とする様々な場面におけるニーズに迅 速かつ的確に対応することが可能となった。

インターネット・ホットラインセンターの運用を開始したことにより、インターネット上の違法・有害情報の把握の合理化が図られるとともに、当該情報の削除に成果が見られた。

フィルタリング・ソフト又はサービスに係る広報啓発活動等により、携帯電話

の事業者・販売者、教育関係者、児童や保護者等においてフィルタリング・ソフト又はサービスの普及に向けた取組みが促進され、インターネット上の違法・有害情報からの児童の保護に向けた機運の高まりが見られた。

イ 外国機関との連携の強化

生活安全局情報技術犯罪対策課を46か国・地域間における日本の24時間コンタクトポイントとして運用することにより、サイバー犯罪に関する情報交換が可能となったほか、様々な国際会議への参加等を通じて諸外国の捜査機関との連携が強化された。

アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を主催することにより、海外法執 行機関との連携を確立し、先進的なサイバー犯罪の手口情報や関連する技術情報 の共有等が図られた。

ウ サイバーテロ対策の強化

観測機能の高度化により、サイバーテロの予兆を早期に把握することが可能となった。

サイバーテロ対策に係る研修を実施したことにより、警察官及び技術職員の事案対処能力が向上し、高度な知識を要する事案に対しても適切に対応することが可能となった。

重要インフラ事業者等への個別訪問、サイバーテロ対策セミナー等を継続的に 実施した結果、重要インフラ事業者等の間に情報セキュリティに対する意識の高 まりが見られるほか、平成18年までに、全国で約500の重要インフラ事業者等と の間にサイバーテロ対策に係る連絡体制が構築された。

(2) 改善を要する事項

サイバー犯罪は年々増加し、サイバー犯罪等に関する相談の受理件数は依然として 高い水準にあることから、引き続き、サイバー犯罪対策を強力に推進する必要がある。 また、サイバーテロは、一たび発生すれば国民生活及び社会・経済活動に甚大な被 害を与える可能性があることから、今後とも、予兆の早期把握と被害の未然防止に重 点を置き、サイバーテロ対策を推進する必要がある。

具体的な政策の実施に当たっては、次の点について、改善等を図る必要がある。

ア 国によるサイバー犯罪捜査の指導調整等

都道府県警察におけるサイバー犯罪捜査体制の強化に努めるとともに、新たな技術を利用したサイバー犯罪に適切に対処するために捜査力の不断の向上を図る必要がある。また、インターネット上に違法・有害情報が氾濫している状況にかんがみ、各国の捜査機関、プロバイダ等の事業者、インターネット・ホットラインセンター等と連携しつつ、違法行為の取締り、当該情報の削除依頼、当該情報に起因する被害の防止対策等に更に強力に取り組むほか、児童が使用する携帯電話等へのフィルタリング・ソフト又はサービスの普及の促進を図る広報啓発活動等を引き続き推進

する必要がある。

イ 外国機関との連携の強化

国際会議等、国際的な枠組みに引き続き参画するとともに、各国の捜査機関との連携強化及び技術情報の収集体制の確立に向けた二国間の取組みを推進する必要がある。

ウ サイバーテロ対策の強化

新しい技術を悪用した新たな脅威を迅速に把握するため、インターネット上の 攻撃等の観測機能の高度化を継続的に行うとともに、事案発生時に迅速かつ的確 に対処するために必要な資機材の導入を行う必要がある。

高度な情報技術に関する知識の習得のため、警察官及び技術職員に対する継続的な教育を行うとともに、常に教育内容の見直しを行うなど高度な技術力の維持及び向上に努める必要がある。

サイバーテロ対策を一層推進させるため、重要インフラ事業者等への訪問、サイバーテロ対策セミナー及び共同訓練を積極的かつ継続的に実施するとともに、 それらの更なる質の向上に努める必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第5 新たな政府目標の達成に向けた総合的な交通事故防止対策

(政策所管課:交通企画課、交通規制課、交通指導課)

1 政策の内容

(1) 新たな駐車対策法制の整備

違法駐車に関する使用者の責任の拡充、取締りに関する民間委託の範囲の拡大も視野に、公平で効率的・効果的な違法駐車取締りを可能とする新たな駐車対策法制の整備を図る。

- (2) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の強化 暴走行為等の道路における危険行為、迷惑行為等について、的確な取締りを可能と する道路交通法の改正を検討する。
- (3) アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進 社会資本整備重点計画(計画期間:平成15年度~19年度)に定めるアウトカム目標 を確実に達成するため、「あんしん歩行エリア」の整備等の施策や道路交通のIT化 ・バリアフリー化を推進する。

2 実施事項

(1) 新たな駐車対策法制の整備

放置車両に係る使用者責任の拡充、放置駐車違反取締り関係事務の民間委託を柱とする平成16年の道路交通法の一部改正を受け、同年中には下位法令の整備や確認事務の民間委託に係るモデルの開発等に関する調査研究を行った。また、17年3月には確認事務等の民間委託に関する業務説明会を開催したほか、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」(17年3月22日付け警察庁丙交指発第14号等)を含む関係通達等の発出を行うなどにより、都道府県警察に対し新法制の適確な運営についての指示・指導をした。

これらを踏まえて、確認事務の民間委託を行う警察署においては、公平かつメリハリを付けた取締りを推進することを目的に、管内の駐車実態、地域住民等の意見、要望を踏まえ、駐車監視員が重点的に取締りを行う場所、時間帯等を定めたガイドラインを策定し、ウェブサイトや広報誌への掲載等の方法により公表した。

また、新たな駐車対策法制を円滑に施行するためには、駐車規制の内容が交通実態等に適合したものとなっていることが不可欠であることから、16年1月から時間的視点と場所的視点の両面から、「交通の安全と円滑」と「駐車の必要性」に、配意して、駐車規制の見直しを行った。18年11月末現在、全国で約26,700区間、約21,

700kmの駐車規制を解除・緩和した。

法施行後においては、定期的に施行状況についてのフォローアップを行い、その 結果を公表した。

(2) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の強化

平成16年の道路交通法の一部改正を受け、同年8月、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」(16年8月27日付け警察庁丙交企発第130号)及び「道路交通法の一部を改正する法律の一部施行等に伴う交通指導取締り上の留意事項等について」(16年8月31日付け警察庁丁交指発第222号)を発出し、都道府県警察に対し効果的な取締りを指示するとともに、改正法を効果的に活用した暴走族捜査が行われるよう、16年7月には全国取締り担当補佐会議を開催したほか、16年から18年にかけて警察大学校の研究科及び管区警察学校の交通捜査専科において、合計71人に対して研修を実施した。

17年4月及び18年4月、「暴走族取締強化期間の実施について」(16年4月26日付け警察庁丙交指発第15号ほか、17年4月25日付け警察庁丙交指発第20号ほか、18年4月26日付け警察庁丙交指発第17号ほか)により、都道府県警察に対し、暴走族の取締りの強化等について指示した。

(3) アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進

特定交通安全施設等整備事業に係る国庫補助金を次のとおり措置し、交通安全施設等の整備を推進した。

特定交通安全施設等整備事業に係る補助金の推移】							
	15年	16年	17年	18年			
国庫補助金	175	162	163	154			

(単位:億円)

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 交通死傷事故の発生状況

平成16年から18年までの各年の交通事故死者数は、それぞれ7,358人、6,871人、6,352人であり、13年から15年までの平均(8,258人)と比べ、それぞれ900人(10.9%)1,387人(16.8%)1,906人(23.1%)減少した。

【交通事故死者数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
死者数(人)	8,747	8,326	7,702	7,358	6,871	6,352

また、16年から18年までの各年の交通死傷事故の発生件数は、それぞれ95万2,191件、93万3,828件、88万6,864件であり、13年から15年までの平均(94万3,961件)と比べ、それぞれ8,230件(0.9%)の増加、1万133件(1.1%)の減少、5万7,097件(6.0%)の減少となった。

【交通死傷事故発生件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
発生件数 (件	947,169	936,721	947,993	952,191	933,828	886,864

(2) 違法駐車に関する対策の推進状況

ア 確認事務の委託等

平成17年4月1日から順次駐車監視員資格者講習の実施、駐車監視員資格者証の 交付審査及び委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録審査等を行い、18年 5月末までに、駐車監視員資格者証を14,174件交付(うち認定616件)するととも に、法人を1,410件登録した。

確認事務は、全国の270警察署において74法人に委託され、約1,600人の駐車監視 員が活動した(18年度)。

イ 新制度下における取締り状況

新制度においては、駐車違反取締の運用にも変更を加え、放置車両については、 駐車時間の長短にかかわらず標章を取り付けることとした。

18年6月から12月末までの放置車両確認標章の取付け件数は、152万2,170件(うち駐車監視員70万3,717件)であり、18年中の駐車違反取締件数(注1)は、195万3,788件(うち車両の使用者に対する放置違反金納付命令は93万1,354件)、レッカー移動台数は、16万7,049台であった。

また、18年6月から12月末までの期間において、放置違反金を納付しなかった者に対する滞納処分件数は118件、車検拒否件数は2,499件、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者に対する車両の使用制限命令件数は182件であった。

注1:告知・送致件数と放置違反金納付命令件数の合計

ウ 新駐車対策法制による施行後による効果

(ア) 瞬間違法放置駐車台数の減少

都道府県警察で選定した警察署の主要路線(405区間、約1,694km)における施 行前・後(17年10月及び18年10月)の瞬間違法放置駐車台数について、調査比較 したところ、約60%減少した。

【瞬間違法駐車放置台数(1 k m 当たり)】

17年10月	18年10月	増減率	
24.2台	9.8台	-59.5%	

(イ) 交通渋滞(旅行時間)の減少

都道府県警察において指定した重要路線(105区間、約564km)における施行前・後(17年10月及び18年10月)の交通渋滞(旅行時間)について、調査比較したところ約12%減少した。

【交通渋滞(旅行時間、1km当たり)】

17年10月	18年10月	増減率
3分19秒	2分 5 4秒	-12.2%

(ウ) 駐車車両に係る交通事故の減少

駐車車両衝突事故及び駐車車両起因事故について、最近5年間(6月から12月まで)の平均及び18年6月から12月までの発生件数を調査比較をしたところ、 駐車車両衝突事故件数は約23%減少(うち死亡事故は約38%減少)し、駐車車両 起因事故件数は約18%減少(うち死亡事故は約14%減少)した。

【駐車車両に係る交通事故の発生件数】

-7.5	駐車車両衝	突事故件数	駐車車両起因事故件数		
項目		うち死亡事故		うち死亡事故	
過去 5 年間 (6~12月)平均	1,521	56	3,960	21	
18年 (6~12月)	1,169	35	3,254	18	
増減	-352 (- 23%)	-21 (- 38%)	-706 (- 18%)	-3 (-14%)	

(3) 暴走族による共同危険行為の検挙状況等

集団暴走行為自体が禁止された平成16年11月から17年10月までの1年間における暴 走族による共同危険行為等に関する検挙件数は298件3,355名であり、15年11月から16 年10月までと比べ、99件486名増加した。

なお、16年の道路交通法の一部改正により、より積極的な暴走族に対する現行犯逮捕が可能となったことから、現行犯逮捕者数は141名に上った。

【暴走族による共同危険行為等の検挙状況】

	16年11月~17年10月	前年同期比
共同危険行為等	298件3,355名 (うち現行犯逮捕141名)	199111 4X6 2

また、16年から18年までの各年の暴走族の検挙人員は、それぞれ6万6,355人、5万1,736人、4万2,843人であり、13年から15年までの平均(8万6,467人)と比べ、それぞれ2万112人(23.3%)、3万4,731人(40.2%)、4万3,624人(50.5%)減少した。一方、16年から18年までの各年のい集及び走行参加人数に占める検挙人員の割合については、それぞれ71.0%、84.9%、78.7%であり、13年から15年までの平均(49.9%)と比べ、それぞれ21.1ポイント、35.0ポイント、28.8ポイント増加した。

【暴走族検挙人員、い集・走行参加人数等】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
検挙人員 (A)	93,726	85,888	79,787	66,355	51,736	42,843
い集 走行参 加人数 (B)	210,408	184,857	136,155	93,438	60,903	54,434
検挙割合 (A/ B)	44.5%	46.5%	58.6%	71.0%	84.9%	78.7%

さらに、16年から18年までの各年の警察が把握した暴走族構成員数は、それぞれ1万8,811人、1万5,086人、1万3,677人であり、13年から15年までの平均(2万4,071人)と比べ、それぞれ5,260人(21.9%)、8,985人(37.3%)、1万394人(43.2%)減少した。

【暴走族構成員数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
構成員数	26.360	24.669	21.184	18.811	15.086	13.677

なお、16年から18年までの各年の暴走族に関する110番通報件数は、それぞれ8万7、448件、7万3,364件、6万5,520件であり、13年から15年までの平均(12万7,336件)と比べ、それぞれ3万9,888件(31.3%)、5万3,972件(42.4%)、6万1,816件(48.5%)減少した。

【暴走族に関する110番通報件数】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
110番通報件数	146,042	129,808	106,159	87,448	73,364	65,520

(4) 携帯電話使用中の交通事故件数等

運転中の携帯電話等の使用等が禁止された平成16年11月から17年10月までに発生した携帯電話使用中の交通事故件数は996件であり、施行前1年に比べ1,078件(52.0%)減少した。また、18年中の携帯電話等使用等禁止違反の検挙件数は、90万6,118件(前年比73.4%増)であった。

(5) 交通死傷事故抑止件数及び抑止による経済便益に関する推計

社会資本整備重点計画に即して、平成15年度から18年度に信号機の高度化等を推進 したことにより、死傷事故は年間当たり3万3,000件抑止されているものと推計される (注1)。

	15年	16年	17年	18年
交通死傷事故抑止件数 (件)	7,600	7,600	8,400	9,000
経済便益 (億円)	239	239	265	284

注1:社会資本整備重点計画において、信号機の高度化等により、19年度までに死傷事故 を年間当たり4万4,000件抑止することとされている。

注2:評価方法

13年度から17年度までに実施した特定交通安全施設等整備事業による効果を基に、部外有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:大藏泉横浜国立大学教授)により確立された効果測定手法を用いて評価

(6) 信号機のバリアフリー化の推進状況

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (注3)の特定経路を構成する道路における信号機のバリアフリー化率(注4)は平成18年度末時点において約69.8%であり、14年度末時点に比べ約30.1%向上した(注5)。

[信号機のバリアフリー化率の推移]

	14年	15年	16年	17年	18年
バリアフリー化率	39.7%	45.4%	50.6%	56.7%	69.8%

注3:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により廃止されたが、社会 資本整備重点計画においては、引き続き同法による指標を用いることとされている。

注4:バリアフリー化された歩行者用信号機が設置された交差点等の数が、特定経路を構成する道路における信号機が設置された交差点等の数に占める割合によっている。

注5:社会資本整備重点計画において、信号機のバリアフリー化率は、14年度の4割から1 9年度までに8割とすることとされている。

4 評価の結果

(1) 効果

新たな駐車対策法制の整備、悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の 強化及びアウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進については、 具体的な施策の取組みが進められ、平成24年までに「交通事故死者数を5,000人以下 とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」という政府目標の実現に向けて一定程 度の効果を発揮し、交通事故死者数、交通死傷事故件数等の減少につながっているも のと認められる。

具体的な政策の実施に当たっては、次の点について効果が認められる。

ア 新たな駐車対策法制の整備

新たな駐車対策法制の導入後の効果については、違法駐車台数の減少、交通渋滞の減少、駐車車両に係る交通事故の減少等、大都市地域を始め各地で期待された効果を発揮している。

イ 悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の強化

暴走族対策については、共同危険行為等の禁止に係る規定の改正、騒音運転等に対する罰則の新設、消音器不備に対する罰則の強化を受け、的確な取締りを実施するとともに、関係機関・団体と連携するなど総合的な対策を推進した結果、共同危険行為等の検挙数は増加し、暴走族構成員数及び暴走族に関する110番通

報件数がそれぞれ減少した。

自動車等の運転中に携帯電話を使用する行為自体に罰則が科せられるようになったことから、積極的な取締りを推進した結果、携帯電話使用中における交通事故件数が大きく減少した。

ウ アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進

アウトカム目標の達成に向けて、15年度以降、信号機の高度化等を推進したことにより、18年度末時点において、死傷事故は年間9,000件抑止されているものと推計され、交通事故抑止対策に高い効果があるものと認められる。

また、信号機のバリアフリー化率については、18年度末時点で69.8%となったところであり、14年度末時点から30.1%向上したことから、信号機のバリアフリー化は着実に推進されているものと認められる。

(2) 改善等を要する事項

平成18年中の交通事故による死者数は6,000人台前半まで減少し、交通事故発生件数及び負傷者数も前年を下回ったところであるが、依然として6,000人以上の尊い命が交通事故により失われ、死傷者数は8年連続で100万人を超えるなど、憂慮すべき交通情勢にあり、更なる交通事故の発生抑止に取り組む必要がある。

特に、具体的な取組みの実施に当たっては、次の点について、改善等を図る必要がある。

ア 新たな駐車対策法制の整備

新制度については、おおむね順調かつ円滑に運用されており、違法駐車の減少、 交通渋滞の減少、駐車車両に係る交通事故の減少等、期待された効果を発揮してい るところであるが、引き続き、新制度の適切な運用を図る必要がある。また、各都 道府県警察において、駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しの指針に基づき、 駐車規制の見直しを継続するほか、駐車許可制度等の適正な運用を図る必要がある。

イ 悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の強化

全体として暴走族の構成員数や暴走族に関する110番通報件数は減少しているが、成人を中心とした「旧車會」と称するグループが集団暴走を行うなど新たな動向が認められる。また、18年中の携帯電話等使用等禁止違反の検挙件数は約91万件と、依然として、交通事故を引き起こす可能性の高い運転中に携帯電話を使用する運転者が多いと思料されることから、今後とも、暴走行為等の悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為に対する的確な指導取締りを推進する必要がある。

ウ アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進

交通安全施設等の整備が十分とはいえない状況にあることから、引き続き、交通 事故が発生しやすい交差点やバリアフリー化の必要がある経路等における交通安全 施設等の整備を効果的かつ効率的に推進する必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第6 治安基盤の確立

1 人的基盤の強化等

(政策所管課:人事課、総務課、通信施設課)

1 政策の内容

(1) 地方警察官の増員等

現下の課題に緊急に対応するため、現在進行中の増員計画に加えて、今後3年を目途に地方警察官約1万人の増員を図る。また、警察庁職員の所要の増員を図る。

(2) 治安情勢等に応じた都道府県警察の組織の在り方の検討

限られた体制で警察力を最大限に活用するため、都道府県警察において、地域コミュニティとの密接な関連を十分考慮しつつ、治安情勢等に応じ、都道府県警察の組織の在り方を検討する。

(3) 新警察移動通信システムの整備

警察活動の神経系統たるデジタル車載無線システムの後継システムとして、暗号強度を飛躍的に向上させ、不感地帯を減少させた新警察移動通信システムを早期に全国整備する。

2 実施事項

(1) 地方警察官等の増員状況

地方警察官について進行中であった増員計画に加えて、なお不足する人員について 緊急に増員を図ったほか、警察庁職員等の所要の増員を行った。

(2) 治安情勢等に応じた都道府県警察の組織の在り方の検討 都道府県警察において、治安情勢、市町村合併に伴う行政区域の変更等に対応して、 警察署の統廃合や管轄区域の見直しを行った。

(3) 新警察移動通信システムの整備

新警察移動通信システムの整備を実施した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 地方警察官等の増員状況

地方警察官については、平成16年度3,150人、17年度3,500人、18年度3,500人の 増員を行った。

警察庁職員等については、16年度純減10人、17年度純増25人、18年度純増25人となる増員を行った。

(2) 警察署の統廃合等の実施状況

平成15年4月1日から19年4月1日までの間に、23府県において警察署の統廃合が 実施され、この期間に、これらの府県における129の警察署が64署に統廃合された。 また、19年2月現在、他の12府県においても、新たに警察署の統廃合の実施を検討し ている。

(3) 新警察移動通信システムの整備状況及び通信環境状況

ア 新警察移動通信システムの整備状況

平成16年度には14県及び皇宮警察本部、17年度には17県、18年度には北海道に新 警察移動通信システムを整備し、18年度末に全国整備を実現した。14年度、15年度 にはそれぞれ警視庁、14府県に同システムの整備を行っている。

イ 新警察移動通信システムによる通信環境の改善状況

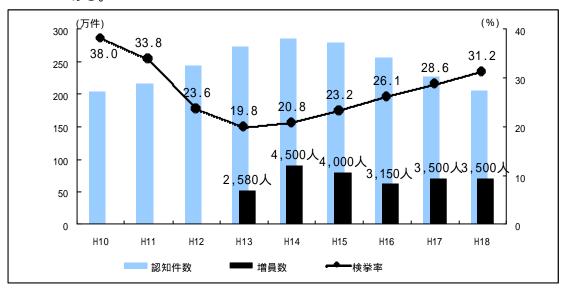
16年度、17年度に新警察移動通信システムを整備した31県では、同システムを整備したことにより、通信可能な範囲が平均して88.2%から94.1%に拡大した。

4 評価の結果

(1) 効果

ア 地方警察官の増員等

戦後最多の刑法犯認知件数を記録した平成14年と比べ、18年は刑法犯認知件数が約80万件(28.1%)の減少、検挙率は10.4ポイントの増加となるなど、他の諸施策とあいまって、犯罪の増加傾向に歯止めを掛け、治安再生に一定の効果をもたらしつつある。



イ 治安情勢等に応じた都道府県警察の組織の在り方の検討

治安情勢等に応じた警察署の統廃合や管轄区域の見直しにより、効果的な人員配 置が可能となり、パトカーの運用、初動捜査体制、夜間の宿直体制等の充実・強化 が図られた。

ウ 新警察移動通信システムの整備

新警察移動通信システムが全国に整備され、通信可能範囲が拡大するとともに、 防諜機能が強化された。

(2) 改善等を要する事項

ア 地方警察官の増員等

増員された警察官が交番等の第一線に配置されるのは、採用後に行われる警察学校での初任教育終了後となることから、できる限り速やかな採用に努め、第一線に配置する必要がある。

また、刑法犯認知件数が4年連続で減少するなど、指数治安には改善の兆しが見られるところであるが、治安情勢は依然として厳しく、治安再生への道筋を確実なものとするためには、退職警察官の活用、IT化の推進、装備資機材の充実などを含め、総合的な観点から第一線警察力の充実強化を図っていくとともに、警察庁の果たすべき役割の増大を踏まえ、警察庁職員等について、引き続き所要の体制整備を図る必要がある。

イ 治安情勢等に応じた都道府県警察の組織の在り方の検討

引き続き、警察署の統廃合に際しては、住民の意見を聴き、住民が不安を感じることのないよう配慮する必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第6 治安基盤の確立

2 留置施設の整備等

(政策所管課:総務課)

1 政策の内容

(1) 留置施設の整備による過剰収容の解消

警察署の新築等に伴う留置施設の整備及び被留置者を収容する警察本部の管理に係る専用施設の建設を推進して収容力を確保する。

(2) 集中護送の推進等効率化の促進

都市部等条件が整った地域における集中護送制度の導入、業務委託の推進により、 留置管理勤務員の効率的な運用を図る。

2 実施事項

(1) 留置施設の整備による過剰収容の解消

「過剰収容対策のための施策の推進について」(平成14年12月24日付け丁総発第205号他)及び「留置管理業務に関する基盤整備の一層の推進について」(15年12月26日付け丁総発第176号)により、管内の犯罪情勢を踏まえた上で、被留置者の十分な収容力を確保するため、警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設を整備するとともに、被留置者を収容する専用施設(単独留置施設)の建設を推進した。

(2) 集中護送の推進等効率化の促進

ア 集中護送制度の導入

「留置管理業務に関する基盤整備の一層の推進について」(平成15年12月26日付け丁総発第176号)により、集中護送制度の積極的な導入、拡充を指示した。また、16年度に大型護送車4台及び中型護送車55台計59台を整備し、17年度に大型護送車1台及び中型護送車22台計23台を整備した。

イ 業務委託の推進

「過剰収容対策のための施策の推進について」(14年12月24日付け丁総発第205号他)により、清掃、洗濯、配膳等の業務から留置業務担当者を解放し、本来の職務に専念できる環境を作るために非常勤職員等の雇用や民間委託を推進することを指示した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 留置施設の整備状況

平成18年4月1日現在の全国の留置施設の収容基準人員(注1)は2万205人と、16年4月1日と比べ893人増加している。

注1:各留置施設に収容する人員数の基準をいう。

【収容基準人員の推移】

	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月
収容基準人員 (人)	18,171	18,316	18,967	19,312	19,713	20,205
前年比増(人)	+110	+145	+651	+345	+401	+492

今後も、16年度から19年度の予算で建設予算が新規に措置された留置施設(愛知県の本部留置施設や千葉県の本部留置施設等)の運用が順次開始されることから、19年4月以降、約1,900人分の収容力が増強される予定である。

一方、18年における収容率(注2)は70.3%である。少年と成人、女性と男性を同室に留置できないなどの制約があることから、収容率が約7割から約8割に達した時点で実質的に収容力は限界に達しているのが通例であり、依然として留置施設の収容力不足は深刻である。

注2:各年4月1日現在の収容基準人員に対する各年の1日平均収容人員の割合をいう。

収容率の推移】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	
収容率	67.0%	72.6%	76.2%	77.0%	76.1%	70.3%	

(2) 集中護送の推進等効率化の促進

ア 集中護送の実施状況

集中護送制度(注3)は、平成18年4月現在、35都道府県で導入されており、16年4月に比べ、8県で新たに導入された。

注3:警察署又は警察本部の留置施設から、検察官による取調べのために検察庁に、また、 勾留裁判のために裁判所に被留置者を護送する必要があるが、これらの護送について 警察本部の護送計画に基づき、警察本部の護送車両を用いて、一度に複数の被留置者 を護送する制度

集中護送の実施状況】

	16年4月	17年4月	18年4月			
実施都道府県数	27	31	35			

イ 業務委託の推進の実施状況

非常勤職員等の雇用や留置業務の民間委託の推進を指示した結果、留置業務支援要員制度(注4)は、18年10月現在、25都道府県で導入されており、16年10月に比べ、5県で新たに導入された。また、18年10月現在、44都道府県において、洗濯、寝具乾燥等の民間委託が実施されている。

注4:看守勤務員の業務負担を軽減し、被留置者の動静監視に集中するため、配膳、清掃 等の業務について、一般職員、非常勤職員等を充てる制度

4 評価の結果

(1) 効果

ア 留置施設の整備による過剰収容の解消

警察署の新築等に伴う留置施設の整備、単独留置施設の建設等を推進するよう指示した結果、留置施設の整備が進んでいる。

イ 集中護送の推進等効率化の推進

(ア) 集中護送の実施

集中護送車の整備等により、平成16年4月以降新規に、栃木、群馬、静岡、奈良、和歌山、香川、佐賀、大分の8県で集中護送制度を導入するなど効率化が進んでいる。

(イ) 業務委託の推進

16年10月以降、富山、京都、鳥取、島根、佐賀の5県で新たに留置業務支援要因制度が導入されるなど効率化が進んでいる。

(2) 改善等を要する事項

ア 留置施設の整備による過剰収容の解消

収容基準人員の増加は進み、平成18年4月の収容率は17年4月と比べ5.8ポイント減少していることから、過剰収容の解消に一定の効果は見られるものの、依然として収容率が70%を超える過剰収容状況にあることから、今後も収容力の増強を図る。

なお、過剰収容を解消するためには、引き続き警察署の新築等に伴う留置施設の整備、単独留置施設の建設等を推進するほか、これまで以上に拘置所等刑事施設への早期移送を図るなどの対策も併せて講じていく必要がある。

イ 集中護送の推進等効率化の推進

(ア) 集中護送の実施

都市部等での条件が整った地域においては、集中護送制度の導入及び拡大が進んでいるが、護送先の地方検察庁等に被留置者を一時的に収容する施設がないなどの理由で集中護送制度を導入できない地域がある。

都市部等、警察署等と検察庁や裁判所との間の被留置者の護送が相当数見込まれる地域について、護送先の地検等の施設、道路事情等の条件を満たしている場合は、引き続き集中護送車両の整備等により集中護送制度を推進する必要がある。

(イ) 業務委託の推進

多くの県では、洗濯や寝具乾燥等の業務で民間委託が実施されているが、まだ 民間委託を実施していない県及び留置施設があることから、留置業務支援要員制 度の導入等により業務委託を実施し、留置担当官の負担を軽減する必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第6 治安基盤の確立策

3 治安関係機関との連携

(政策所管課:刑事企画課、薬物銃器対策課、国際捜査管理官、 警備企画課、警備課、外事課、国際テロリズム対策課)

1 政策の内容

(1) 検察庁との連携による効率的な捜査運営等

検察庁と連携し、犯罪捜査を効率的に運営する方策等治安情勢に的確に対応するための捜査の在り方について検討を進める。

(2) 水際対策強化のための関係省庁との連携

来日外国人犯罪対策、銃器・薬物の密輸入対策、国際テロリストの入国防止、不審船の警戒等のため、法務省、財務省、国土交通省、厚生労働省、外務省との情報交換、 共同捜査の推進等更なる連携の強化を図る。

(3) 自衛隊との連携強化

治安出動に際しての警察と自衛隊との連携等に関する共同図上訓練の実施により、 両者が密接に連携して対処し得る態勢の構築を図る。

(4) テロ防止のための関係省庁との連携等

関係省庁等と連携し、原子力関連施設、公共交通機関等の管理者に自主警備の強化等を働き掛けるほか、原子力関連施設の警備に当たっては、国土交通省との連携を更に強化する。

2 実施事項

(1) 検察庁との連携による効率的な捜査運営等

司法制度改革への適切な対応の必要性も踏まえ、最高検察庁との間で、捜査の合理化に配意しつつ迅速な捜査の遂行に努める検討を行い、即決裁判手続への対応について、各都道府県警察に対し、「刑事訴訟法の一部改正による即決裁判手続への対応について」(平成18年9月15日付け警察庁丙刑企発第31号ほか)を発出した。

(2) 水際対策強化のための関係省庁との連携

関係省庁からなる密輸出入取締対策会議への参画を始め、薬物乱用対策推進本部の「薬物乱用防止新五か年戦略」、「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」(15年7月29日)及び銃器対策推進本部の「銃器対策推進計画」(毎年度策定)に沿った関係省庁との連携を図るとともに、税関及び海上保安庁との人事交流を推進するなど連携強化を図る諸施策を推進した。

16年1月に内閣官房に設置された空港・港湾水際危機管理チームに参画し、国際空港・港湾における関係機関との連携を強化した。

(3) 自衛隊との連携強化

既に全都道府県警察と、対応する陸上自衛隊の師団等との間で、治安出動が下令された場合の緊密な連携態勢を構築するための共同図上訓練を実施するよう指示したところであるが、さらに、「自衛隊との連携強化について」(平成17年8月2日付け警察庁丁備企発第37号等)を通達し、各都道府県警察に対し、各種連絡会議等を継続的に開催するとともに、共同実動訓練を実施するなど自衛隊との一層の連携強化を図るよう指示した。

(4) テロ防止のための関係省庁との連携等

平成13年以降、関係省庁等と連携し、原子力関連施設、公共交通機関等の管理者に 自主警備の強化等を働き掛けたほか、原子力関連施設の警備に当たっては、国土交通 省との連携を更に強化した。

また、17年通常国会における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、経済産業省、文部科学省等の関係機関と緊密に連携し、18年7月から、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査を実施している。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 効果的な捜査運営方策の実施状況

各管区警察局において定期的な検討会を開催し、各都道府県警察が対応する地方検察庁との間で即決対象事件として想定される事件における一定の捜査活動や作成書類の合理化・効率化を図る協議を行うなど、捜査の合理化の推進状況を把握した上、効果的な取組みにつき、各都道府県警察に対し周知徹底を図り、捜査の合理化を一層推進し、重要犯罪等への捜査体制確保に努めているところである。

(2) 水際対策のための関係機関との連携状況

各都道府県警察においては、薬物・銃器取締りのため、税関、海上保安庁等との 合同訓練の実施、連絡協議会等の開催による情報交換等を積極的に推進し、相互の 連携強化を図った。

平成16年から18年までの連絡協議会の開催回数は、それぞれ281回、257回、298回であり、13年から15年までの平均(245回)と比べ、それぞれ36回(14.7%)、12回(4.9%)、53回(21.6%)増加した。合同訓練の実施回数は、それぞれ20回、30回、38回であり、平均(36回)と比べ、それぞれ16回(44.4%)、6回(16.7%)減少及び2回(5.6%)増加した。合同キャンペーン(注1)の実施回数は、それぞれ103回、83回、102回であり、平均(94回)と比べそれぞれ9回(9.6%)増加、11回(11.7%)減少及び8回(8.5%)増加した。合同サーチ(注2)の実施回数は、それぞれ2,284回、2,109回、1,717回であり、平均(1,304回)と比べ、それぞれ980回(75.2%)、805回

(61.7%)、413回(31.7%)増加した。

【関係機関との連携状況】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
連絡協議会等	209	247	280	281	257	298
合同訓練	33	38	38	20	30	38
合同キャンペーン	54	177	50	103	83	102
合同サーチ	1,030	1,197	1,684	2,284	2,109	1,717

注1:薬物乱用防止・銃器犯罪根絶など薬物、銃器対策を含む水際対策のために実施した 関係機関合同による街頭キャンペーン

注2:関係機関が協力して行う船内検査

【事例1】

16年6月、税関からの通報に基づき、カナダから覚せい剤約25.9kgをスーツケース内に隠匿して密輸入したカナダ人男女2人を、覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)で逮捕した(千葉)。

【事例2】

18年9月、税関、海上保安庁との合同捜査により、中国船籍の貨物船で密輸した 覚せい剤を受け渡したとして、中国人船員ら3人を、覚せい剤取締法違反(譲渡し) 等で逮捕し、貨物船内等から覚せい剤合計6kgを押収した(兵庫)

【事例3】

16年6月、税関との合同捜査により、タイからけん銃1丁を外国貨物(パソコン) に隠匿して密輸入した女子大学生及びタイで同女にけん銃を売り渡した男を、銃刀 法違反(輸入)で逮捕した(大阪、愛知)。

【事例4】

17年10月、税関との合同捜査により、フィリピンから入国しようとしたフィリピン人の男が、身体や所持品にけん銃3丁等を隠匿所持していたのを発見し、これらを押収して同人を銃刀法違反(営利目的輸入)で逮捕するとともに、同人を出迎えるため空港に待機していた日本人の男を、共犯として逮捕した。その後の捜査の結果、首謀者の稲川会傘下組織幹部を割り出し、銃刀法違反(営利目的輸入)で逮捕した(千葉)

【事例5】

18年1月、税関、海上保安庁との合同捜査により、フィリピンからけん銃等 11丁及び実包220個を隠匿して入国したフィリピン人船員2名、けん銃等を受け取った中古電気製品業者の男及び密輸を指示した稲川会傘下組織構成員を銃刀法違反(加重所持)等で逮捕した。その後の捜査の結果、フィリピンで密輸指示の責任者であった無職の男、密輸を指示した稲川会傘下組織幹部2名も、 同年8月までに銃刀法違反(営利目的輸入)等で逮捕した(警視庁、神奈川)。

(3) 自衛隊との連携状況

各都道府県警察とこれに対応する陸上自衛隊の師団等との間で、治安出動が下令された場合の緊密な連携態勢を構築するための共同図上訓練を、平成14年から行い、17年7月までに全都道府県において実施した。また、同年10月から、共同実動訓練を実施している(18年末現在3回実施)。

(4) テロ防止のための関係省庁との連携状況

ア 原子力関連施設

関係警察では、平成13年以降、事業者等に自主警備の強化等を働き掛けたほか、これらと緊密に連携しつつ、様々な事態に的確に対処し得るよう、ライフル銃、サブマシンガン等を装備した銃器対策部隊を常駐させ、沖合に展開する海上保安庁の巡視船と共に、24時間体制での警戒警備に万全を期した。

また、当該警戒警備に関し、関係警察では、対応する管区海上保安本部等との共同訓練を15年から行っているところ、18年末までに通算14回実施した。

さらに、警察庁では、経済産業省、文部科学省等と共に、18年末までに23箇所の 原子力関連施設に対し立入検査を実施した。

イ 公共交通機関

16年3月のスペイン・マドリードにおける同時多発列車爆破テロ事件及び17年7月の英国・ロンドンにおける爆発物を使用したテロ事件の発生等を踏まえ、事業者等に自主警備の強化等を働き掛けたほか、これらと緊密に連携しつつ、鉄道、駅等に対する警戒警備を徹底した。

また、16年12月の政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定を受け、国 土交通省、航空会社等関係機関との緊密な連携の下、関係警察では、スカイ・マー シャルによる民間航空機への警乗を開始した。

4 評価の結果

(1) 効果

司法制度改革を踏まえ、争いのある事件、裁判員制度の対象事件等の捜査活動に人員等の資源を重点的に投入するといった効率的な捜査運営のための体制が構築されつつあるほか、関係省庁との連携により、密輸ルートを解明、壊滅するなど、一定の成果が認められた。

また、自衛隊との共同図上訓練の成果等を踏まえ、両者の共同対処に関する指針が 定められたほか、スカイ・マーシャルによる民間航空機への警乗等により、テロ防止 のための措置が講じられた。

各都道府県警察において、争いのある事件、裁判員制度の対象事件等の捜査活動

に人員等の資源を重点的に投入する捜査体制が構築されつつある。

即決裁判手続により、迅速な公判の審理及び裁判が実現し、手続の合理化・効率 化が図られ、刑事手続に要する期間が圧縮され、拘置施設の過剰収容の緩和につな がりつつある。

関係省庁による連携した水際対策と取締り強化の結果、大量密輸入事件を検挙し、 密輸ルートを解明、壊滅するなど、薬物・銃器の供給を一定程度遮断した。

空港及び港湾における水際対策強化のための関係機関との連携を推進した結果、 関係機関相互の連絡手段及び連絡網が構築され、事案発生時の態勢が確立されつつ ある。

治安出動に際しての警察と自衛隊との連携等に関する共同図上訓練を実施した成果等を踏まえ、平成16年9月に警察庁と防衛庁との間で、治安出動の際の現地における両者の共同対処の基本的な事項について規定した「治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針」が作成されるという効果が認められた。また、同指針を踏まえて、17年3月までに、すべての都道府県警察とこれに対応する陸上自衛隊の師団等との間で「共同対処マニュアル」が作成されるという効果が認められた。

原子力関連施設の警戒警備に係る管区海上保安本部等との共同訓練の実施は、原子力関連施設に対するテロ事案対処への相互の役割が確認されるなど、テロ防止に とりわけ高い効果があるものと認められる。

原子力関連施設に対する立入検査の実施は、原子力関連施設における防護措置に関し、経済産業省等規制当局と連携し、それぞれの視点からの指導等が推進されるなど、テロ防止に高い効果があるものと認められる。

公共交通機関の警戒警備に係る事業者等への自主警備の強化等の働き掛けは、鉄道、駅等における警戒警備を厚くするとともに、警察による効果的な重点警戒を可能とするなど、テロ防止に高い効果があるものと認められる。

スカイ・マーシャルによる民間航空機への警乗は、ハイジャック等緊急事態への 対処能力を大幅に向上させるものであり、テロ防止に高い効果があるものと認めら れる。

(2) 改善等を要する事項

平成21年5月までに裁判員制度が導入されることから、地方検察庁と連携し、国民に分かりやすい立証等の観点から、捜査運営に当たり一定の工夫や配慮を行う必要がある。また、水際対策強化、テロ防止等のため、今後も訓練を継続的・反復的に実施し、関係機関等との連携を強化していく必要がある。

警察では、ち密かつ適正な捜査を徹底するとともに、21年5月までに裁判員制度 が導入されることから、国民に分かりやすい立証等の観点から、対応する地方検察 庁との間で実務的な協議を行い、捜査書類の作成要領や警察官の証人出廷方策等に ついて一定の工夫や配慮をしていく必要がある。

暴力団及び来日外国人等の関与が増加し、隠匿方法が巧妙化するなど依然として 組織的な薬物・銃器密輸事犯が深刻化している。

空港及び港湾における水際対策強化のための関係機関との連携については、16年1月より新たに構築されたものであり、実践的な訓練を継続的・反復的に実施する必要がある。

17年10月以降、共同実動訓練を順次実施しているところ、これらの訓練等を通じて、武装工作員等の侵入事案といった我が国の緊急事態に際し、警察と自衛隊がより緊密に連携して対処し得る態勢を構築していく必要がある。

原子力関連施設や公共交通機関等におけるテロ防止のためには、関係機関との連携を維持、強化していく必要があることから、今後とも訓練の推進、自主警備の強化等の働き掛け、核物質防護対策への積極的な関与等を図っていく必要がある。

18年臨時国会において、感染症予防法が改正され、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査が規定されたことから、今後、立入検査について、厚生労働省と緊密に連携するとともに、警察庁としても体制を確立し、積極的に実施していく必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

【評価の対象とした政策の名称】

第6 治安基盤の確立

4 警察業務の在り方の見直し等

(政策所管課:総務課、生活安全企画課、刑事企画課、企画分析課、 交通企画課、警備企画課、外事課、情報通信企画課)

1 政策の内容

(1) 警察の業務の在り方の見直し

関係機関との連携等に留意しつつ、捜査書類の作成、捜査の在り方、アウトソーシング等の活用等も含め、警察の業務の在り方についての見直しを進めるためのプロジェクトを警察庁に設ける。

(2) 都道府県警察における関係機関との役割分担の確立

公共空間や住宅設備面での防犯対策、学校や児童に係る防犯対策等を推進するため、 犯罪類型に応じ、警察と関係機関の緊密な連携体制を確立する。また、国民の要望に 即応するため、警察安全相談について、関係機関が機能に応じて役割を分担する体制 を構築する。

(3) 国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策

地域の安全を議論する場を設けたり、CATV、インターネット、広報誌等各種広報媒体を活用した犯罪捜査、沿岸警戒への協力要請や犯罪情報の提供等国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策を推進する。警察庁に「犯罪抑止対策室」(仮称)を設けるとともに、地理情報等を用いた犯罪情勢の分析やインターネットホームページ等を通じた国民への犯罪情報の提供を推進する。

2 実施事項

(1) 警察の業務の在り方の見直し

平成15年10月、警察庁に課長補佐クラスのワーキンググループを設置し、業務の 在り方の見直しについて具体的な検討作業を開始した。

16年11月から12月にかけ、各都道府県警察から関係省庁に働き掛けを要するもの等、警察庁が取り組むべき第一線の要望等を聴取するため、各管区警察局に審議官を派遣し、意見交換会を実施した。

16年12月、警察庁に総括審議官を長とする「治安回復のための業務改革推進委員会」を設置し、17年4月、本委員会を「治安回復のための改革推進委員会」に改組し、業務の在り方の見直しに係る検討体制を確立した。

19年7月、各都道府県警察から提出された警察庁が取り組むべき第一線の要望等

について、取組み結果を都道府県警察に通知した。

(2) 都道府県警察における関係機関との役割分担の確立

「「安全・安心まちづくり推進要綱」の推進に資するための調査分析を踏まえた 取組みの推進について」(平成16年1月6日付け警察庁丁生企発第3号)を発出し、 都道府県警察に対し、犯罪発生場所における防犯診断を踏まえた、地方公共団体等 との連携による安全・安心まちづくりの推進について指示した。

「「安全・安心まちづくり推進要綱」の改正について」(18年4月20日付け警察庁丙生企発第36号)、「安全・安心まちづくりの推進に当たっての留意点について」(18年4月20日付け警察庁丁生企発第166号)を発出し、都道府県・市町村のまちづくり関係部局との安全・安心まちづくりに係る取組みにおける緊密な連携について指示した。

「教育委員会、学校等と連携した学校等における子どもの安全対策の一層の強化について」(16年1月23日付け警察庁丙生企発第6号)や「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」(17年5月19日付け警察庁丙生企発第47号等)を発出し、都道府県警察に対し、警察と教育委員会、学校等が連携した防犯対策の推進について指示した。

17年11月以降、広島県及び栃木県の小学1年の女子児童が下校途中に殺害された事件を受け、文部科学省と連携して「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」(17年12月6日付け警察庁丙生企発第107号等)を発出し、都道府県警察と都道府県(市区町村)教育委員会が協力して子どもを犯罪から守るための対策を推進するよう指示した。

「警察における相談窓口の周知徹底と利用促進について」(16年6月21日付け警察庁丁生企発第233号等)を発出し、都道府県警察に対し、関係機関等とのネットワーク連携機能の充実等について指示した。

(3) 国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策

平成16年6月、「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」を策定し、自主防犯活動 の活性化のための施策を推進した。

17年11月に、警察庁ウェブサイトにおいて「自主防犯ボランティア支援サイト」を立ち上げた。

16年、17年及び18年のそれぞれ11月に、公開捜査している指名手配被疑者のポスターを作成し、都道府県警察に配布するとともに、警察庁ウェブサイトに公開捜査している指名手配被疑者に関する情報を掲載した。

都道府県警察のウェブサイトを活用した国民からの重要犯罪等の情報提供を促進するため、国民がこれまで以上に関心を持ち、かつ、分かりやすいものとするよう、 警察からのきめ細かな事件に関する情報の発信のほか、情報提供の利便性を高める 措置等の着眼点を都道府県警察に示した。 「平成18年春の全国交通安全運動の実施について」(18年2月1日付け警察庁丙 交企発第7号等)を発出し、都道府県警察に対し、運動の推進について国民の理解 を求めることなどを指示した。

16年から18年にかけて、警備警察活動に関する広報誌「焦点」を発行した。また、 極左暴力集団の非公然アジト発見のための情報提供を呼び掛けるポスターを作成し た。

16年から18年にかけて警察庁で開催された各種会議において、不審者発見時の通報依頼等を、沿岸警備協力会(注1)に対して行うよう、関係都道府県警察への指導を実施した。

注1:地域の沿岸防犯意識の普及高揚を図り、自主的な沿岸防犯活動を推進することなど を目的に設置された団体

16年7月から17年1月までの間、「現行警察法施行50周年記念ホームページ」を開設した。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 警察業務の改革の進捗状況

ア 捜査の在り方の見直し

事件処理の合理化

犯人性が明白で軽微な事件について、捜査実態を把握の上、捜査の合理化等による捜査力の効率的な運用に配意し、重要犯罪の捜査体制の確保を図るよう都道府県警察に指示した(平成16年10月)。

少年事件の簡易送致基準の見直し

最高裁判所及び最高検察庁と協議し、簡易送致することができる事件の被害の 程度について、被害額又は盗品等の価格の総額を引き上げたほか、少年事件簡易 送致書の様式を改正した(17年9月)。

不法滞在外国人に係る事件処理の簡略化

背後関係のない単純な不法残留事件について法務当局と協議を重ねてきた結果、最高検による起訴基準の見直しにより、単純な不法残留事件は、原則として期間の長短を問わず入管法第65条で入国警備官に引き渡すこととなったほか(17年9月)、不法残留事件が即決裁判手続の対象犯罪とされた(18年10月)。

広域捜査体制の整備

道府県警察から警視庁等に捜査員を派遣して首都圏派遣捜査専従班を設置し、 広域知能犯罪に係る口座・携帯電話の捜査に従事させている(17年1月)。

イ 関係機関、民間団体等との連携

入国管理局の閉庁日の運用と体制強化

入管法第65条の身柄引渡しに必要な体制整備についての協議を法務省と重ねて

きた結果、取扱人員の大半を占める東京入管管内において、原則日曜日及び三連休の中日における受入れが実現した(18年1月)。

法務省・矯正管区に対する移送促進の働き掛け

全国の留置施設における被留置者の収容状況の調査を行い、その結果を踏まえ、 警察庁が法務省に、管区警察局が矯正管区に、それぞれ早期移送の働き掛けを行っている。

ウ 各種システムの見直し

事前旅客照会システム(APIS)参加航空会社に対する搭乗者氏名等の情報提供の 義務化

18年の入管法改正により、航空会社による搭乗者氏名等の情報提供が義務化された(19年2月に施行)。

入管が保管する退去強制者指紋の入国時チェック及び捜査への活用が図られる システムの構築

18年の入管法改正により、外国人入国の際に、指紋等の個人識別情報の提供が 義務化されたところ、法務省と調整の結果、当該情報と入管が保管する退去強制 者の指紋及び警察が保有する指名手配被疑者等の指紋との照合が可能となった(1 9年11月までに施行予定)。

エ その他

遺失物の取扱いの合理化

遺失物法の改正により、民法に規定する物件の所有権の移転期間を短縮したほか、傘、衣類、自転車等の物件については、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは売却することができることとするなど、遺失物の取扱いの効率化を図るとともに、所有者の判明しない犬又はねこについては、都道府県等に引取りの求めを行った場合には遺失物法を適用しないこととするなど、遺失物に係る各種取扱手続の明確化を図った(19年12月10日施行)。

(2) 防犯対策等のための関係機関等の連携状況

自治体等との連携における好事例がみられた。

【事例1】

平成16年2月、JR串木野駅前における乗り物盗対策として、駅前駐輪場の整備及び改修を串木野市に対し要請したところ、同駐輪場にガードパイプが設置された(鹿児島)。

【事例2】

16年6月、不審者が出没するなどする道路の暗がりの改善について自治会等と連携して長崎市へ働き掛けたところ、当該道路に防犯灯が設置された(長崎)

【事例3】

千葉県浦安市において、市と地元警察署が協働し、市費によるスーパー防犯灯

を4基整備し、17年12月から運用を開始した(千葉)。

18年3月までに、管内に小学校、教育委員会を有するすべての警察署において、 子どもに対する声掛けや付きまとい等の不審者に関する情報について電話やFAX 等により小学校、教育委員会と情報共有のための体制を構築した。

18年11月現在、少年の非行を防止し、子どもを犯罪被害から守るための学校支援 対策を充実強化するため、退職警察官その他専門知識を有する人材を警察署等へ配 置するスクールサポーター制度を21都府県で導入している。

教育委員会、学校等との連携における好事例がみられた。

【事例1】

17年3月から、各警察署において、市町村教育委員会及び校長等の学校管理職と合同して、県内の全小中学校の安全施設の検証・点検指導を実施した(新潟)。

【事例2】

17年2月から、県内全小中高等学校において防犯教室及び防犯訓練を実施した(石川)。

【事例3】

17年5月に、栃木県幼稚園・保育園等防犯交通連絡協議会連合会において、幼児誘拐防止に関する対策について協議を行った(栃木)。

【事例4】

18年1月に、児童生徒に対する声掛け事案の発生や不審者の出没時における相互連絡体制を確立するため、学校と警察の連携に関する協定を県教育委員会と締結した(栃木)。

18年4月1日現在、全都道府県警察本部及び全国の1,209警察署(全警察署の99%)において、多岐にわたる相談案件の迅速かつ的確な解決を図るためのネットワークを構築している。

【事例】

16年11月、住民に危害を加えるおそれのある野生動物が出現した際の対応に関係のある8団体で夜間・休日における連絡体制を構築した。この結果、休日午後10時ころに受理した「いのししが出没している」旨の相談に対しても、市役所を通じた猟友会への通報等について迅速に対応することができた(長崎)。

(3) 官民協働に対する理解向上のための施策の推進状況

平成16年6月に策定した「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」において、ボランティア団体に対し必要な装備資機材を配備し、犯罪情報・防犯情報の発信を行うほか、公的施設を活用するなどして自主防犯活動の拠点「地域安全安心ステーション」を設けるなど自主防犯活動への参加を拡大するための取組みを推進することとし、17、18年度には全国331地区を指定して、モデル事業を実施した。

19年度においても、主として通学路等における子どもの安全確保等の活動を行っ

ている全国100地区を追加指定する予定であり、各地区において警察官との合同パトロール等警察と連携した取組みを実施している。

17年11月に、警察庁ウェブサイトにおいて「自主防犯ボランティア支援サイト」を立ち上げ、全国のボランティア団体紹介や自主防犯活動に関する質問・回答等を掲載するなど、ボランティア団体の横の連携を強化するための情報提供を推進している。

16年、17年及び18年の11月、公開捜査している指名手配被疑者のポスターを作成し、都道府県警察に配布して公共施設等に掲示するとともに、警察庁ウェブサイトに公開捜査している指名手配被疑者に関する情報を掲載し、情報提供を求めた。

23都県において、警察からのきめ細やかな事件に関する情報の発信や情報提供の利便性を高める措置等に配意した着眼点に基づくウェブサイトの活用を図っている(19年4月5日現在)。

児童の交通事故防止と犯罪被害抑止のため、PTAや生活安全部門等と連携し、登・下校時の街頭活動を実施(和歌山県等)、郵便局員による「上天草安心・安全届け隊」協定書締結(熊本県)、地元テレビ局と共同で交通安全の特別番組を作成、放映(秋田県等)、「ライトの早め点灯モデル事業所」による夕方の街頭活動の実施(岩手県)等、都道府県警察において、地域住民の参加促進に向けた働き掛けを強化したところ、16年春以降、全国交通安全運動期間中の一日の平均参加者等の数が、17年秋及び18年春ではそれぞれ36万3,000人及び37万3,000人となり、16年秋及び17年春に比べ、それぞれ1万6,000人(4.7%)及び4,100人(1.1%)増加した。

16年から18年にかけて、前年の警備情勢とそれに応じた警備警察活動や国際テロ情勢、対日有害活動の実態等を特集した広報誌「焦点」を発行し(うち数巻について英語版を作成) 各都道府県警察等を通じて関係機関・企業及び警察署協議会の委員等に配布した。さらに、同誌の内容を警察庁ウェブサイトにも掲載した。

沿岸部を抱える都道府県警察では、沿岸警備協力会に対する不審者発見時の通報 依頼、ケーブルテレビや警察署広報誌等を活用した住民への不審者発見時の通報依 頼等を随時実施している。

【事例】

18年8月、県沿岸警備協力会は、県警や関係警察署と共同で「県下一斉街頭犯罪等抑止沿岸パトロール」を実施するとともに、沿岸住民、民宿経営者等に対し、不審者通報などを呼び掛けるチラシ等を配布した(福井)。

16年7月から17年1月までの間、「現行警察法施行50周年記念ホームページ」において警察活動の変遷等を紹介するとともに、メールマガジンを発行し、「犯罪の情勢」や「安全・安心まちづくり」を始めとする各種の政策についての情報を国民に提供した。

4 評価の結果

(1) 効果

警察業務の在り方の見直し、都道府県警察における関係機関との役割分担の見直し及び国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策については、具体的な施策の取組みが進められ、好事例も見られるなど、いずれも一定程度の効果が認められる。

具体的には、次の点について、とりわけ高い効果が認められる。

警察の業務の在り方の見直し

各都道府県警察への要望調査や意見交換会の実施等を通じて、業務の在り方の見直しに係る都道府県警察の要望を的確に把握しつつ、警察庁に委員会等を設置し、検討体制を確保したことにより、取組みの推進状況を一元的に点検することが可能となった。各局部における取組みの結果、都道府県警察の要望418件のうち、93件については要望を踏まえた措置を講じたところであり、79件については見直しに向けた取組みを推進している。なお、61件については検討を継続することとされ、185件については見直しが困難なものとして整理された。

都道府県警察における関係機関との役割分担の確立

- 自治体との協働等による防犯環境設計についての効果的な事例がみられた。
- ・ 各都道府県警察において、教育委員会、学校等の教育機関との連携が図られる とともに、教育機関の防犯意識が向上し、学校における自主防犯対策が強化され た。
- ・ 関係機関等とのネットワークの構築等の警察安全相談の充実強化により、関係 機関との連携により、国民の要望に効果的に対応した事例がみられた。 国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策
- ・ ボランティア団体への情報やノウハウの提供、各種資機材の提供等により、自主防犯活動の活性化が認められ、平成18年末現在で把握しているボランティア団体は、全国で3万1,931団体と、15年末と比べ10.4倍となっている。
- ・ 公開捜査している指名手配被疑者ポスターの配布や警察庁・都道府県警察のウェブサイトを活用して国民に情報提供することにより、より多くの国民に指名手 配被疑者の捜査に関する理解と協力を求めることができた。
- ・ 逃走中の重要犯罪被疑者の逮捕や被疑者不詳の未解決重要事件の解決のため、 広く国民から被疑者検挙に資する情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙の徹底を 図ることを目的として、警察庁が主体となり経費を負担して懸賞広告を実施する 捜査特別報奨金制度(公的懸賞金制度)を19年度から導入した。
- ・ 徐々に交通安全運動への参加者等の数が増加するなど、各種交通安全対策に対する国民の理解が得られつつある。
- ・ 広報誌「焦点」を発行し配布した結果、「警備警察の活動の重要性を理解した」、

「テロに対する警察の取組みがよく分かった」等の声が配布先から寄せられ、警 備警察活動に対する国民の理解と協力を得る上で、一定の効果が認められた。

(2) 改善等を要する事項

第一線の業務負担は依然として過重となっていることから、今後とも、警察業務の 在り方を見直すとともに、国民や関係行政機関にも必要な対応を求めていくための取 組みを推進する必要がある。

また、具体的な取組みの実施に当たっては、次の点について、改善等を図る必要がある。

警察の業務の在り方の見直し

時代のすう勢に合わせた第一線の業務の在り方は、絶えず変化するものであることから、持続的な取組みが必要である。今後も、引き続き、業務の見直しに係る都道府県警察の要望を把握しつつ、治安回復のための改革推進委員会の下で検討を行い、実行可能なものから早期に実行し、短期的には実現が困難なものであっても、将来を見据えた取組みを行う必要がある。

都道府県警察における関係機関との役割分担の確立

- ・ 安全・安心なまちづくりや子どもを犯罪から守るための施策等の必要性が依然 として高いことから、公共施設等の防犯診断や学校における防犯教室及び防犯訓 練の実施等を、各関係機関との連携の一層の強化により、更に推進していく必要 がある。
- ・ 警察安全相談について、動物の死骸処理等で夜間や休日における関係機関等への引継ぎが困難な場合がみられたことから、ネットワークの実効性確保のための働き掛けを継続して行う必要がある。

国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策

- ・ 近隣で活動する防犯ボランティア団体相互間で、情報共有や連携が十分に行われていないなど、効率的な活動の実施のため改善の余地が認められることから、これまでに発足した防犯ボランティア団体相互間の情報共有や連携が十分に行われるよう、このような団体に対する情報提供や助言を的確に行っていく必要がある。
- ・ 公開捜査している指名手配被疑者に関する情報提供等については、国民がこれまで以上に関心を持ってもらうため、捜査特別報奨金制度(公的懸賞金制度)と の連動を図っていく必要がある。
- ・ 交通安全運動は、昭和23年以来実施されている国民運動であるが、参加者等からも活動内容が前年踏襲型で形式化・画一化していると指摘する意見が寄せられており、国民に対する全国的かつ継続的な交通安全への意識付けを持続させ、効果的な運動となるよう、参加者自身が自ら考え、行動することを基本に、地域性や年齢層に配慮したイベントを開催するなど、その内容の充実を図る必要がある。

・ 広報誌「焦点」については、配布先等から、「配布するための部数が不足している」、「もっと国民に分かりやすい書きぶりにすべきだ」等の意見が寄せられていることから、発行部数の増加や分かりやすい記載に努め、警備警察に対する国民の理解と協力の一層の促進に資するものとする必要がある。

第3章 評価の結果

1 これまでの取組み

平成15年8月の「緊急治安対策プログラム」の策定以来、警察は、危険水域にある治安情勢の下、犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、同プログラムに盛り込まれた施策の実現に向けて取組みを進め、約4年が経過した。

これまでの取組みの概要は、次のとおりである。

(1) 「緊急治安対策プログラム」に盛り込まれた施策の実行

「緊急治安対策プログラム」に盛り込まれた施策は、法改正を必要とするもの、組織改正や予算措置を要するもの、運用の改善によるものなど、 多岐にわたっていた。

例えば、平成16年には警察法の一部を改正する法律(平成16年法律第25 号)が成立し、同年4月、暴力団対策、来日外国人犯罪対策、銃器対策及 び薬物対策の各部門を統合し、組織犯罪情報の集約及び共有並びにこれに 基づく戦略的な捜査調整を行う組織犯罪対策部を警察庁に設置した。また、 同時に、国際テロ対策及び諜報事案対策等に関する事務を行う外事情報部 を設置し、外国治安情報機関等との間でハイレベルの緊密な関係を構築す るとともに、外国において当該国の治安情報機関等と緊密な情報交換を行 うための態勢を整備した。このほか、犯罪抑止対策室、情報技術犯罪対策 課等を設置し、犯罪抑止のための総合対策、サイバー犯罪及びサイバーテ 口対策等に取り組む態勢を整備した。さらに、暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第38号)によ る暴力団の代表者等に対する責任を追及する法制の整備、道路交通法の一 部を改正する法律(平成16年法律第90号)による公平で効率的・効果的な 違法駐車取締りを可能とする法制の整備等を始めとする制度や業務の在り 方の見直しを行うとともに、16年度以降も地方警察官の計画的増員を継続 するなど体制の強化を図ってきた。

これらの制度、組織、予算、運用の改善等の措置が講じられた結果、「緊急治安対策プログラム」に盛り込まれた施策は、すべて実行に移されている。

(2) その他の取組み

警察においては、「緊急治安対策プログラム」に基づくこれらの取組みに加えて、同プログラムの策定以降の治安情勢の変化に対応するため、政府の犯罪対策閣僚会議における「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月)、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(17年6月)等の策定や暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム等における検討に積極的かつ中心的に参画してきた。

また、警察庁においても、18年8月、治安再生の曙光が見え始めたと考えられる情勢の下、「治安再生に向けた7つの重点」を取りまとめ、「緊急治安対策プログラム」を補完・加速化して、犯罪の発生を抑止し、犯罪を検挙するための取組みを推進することとした。さらに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)による違法な風俗営業者等に対する取締りの強化、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成18年法律第41号)による準空気銃による国民の身体に対する危害の発生の防止、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)による正当な社会経済活動の犯罪による収益の移転への利用の防止、道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)による悪質・危険運転者対策等の推進、地域警察を中心とした精強な第一線警察を構築するための実践的教育の充実強化、装備資機材の改善等にも努めてきた。

2 取組みの結果

(1) 増加基調に歯止めが掛かり、減少に転じた犯罪発生状況

1で述べた取組みにより、また、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づく政府全体の取組みと相まって、平成14年に戦後最多の約285万件に達した刑法犯認知件数は、「緊急治安対策プログラム」を策定し、これに基づく取組みを開始した15年以降4年連続で減少して、18年には205万850件となったほか、13年に約166万件に達した主な街頭犯罪の認知件数は18年には94万3,614件に、15年には約38万件に達した主な侵入犯罪の認知件数は18年には23万8,389件にまでそれぞれ減少するなど、同プログラムの犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛けるという目標について

は、ある程度の成果が現れていると評価することができる。

このほか、「緊急治安対策プログラム」に盛り込まれた施策の推進に関する評価の詳細は、第2章において詳述したとおりである。

(2) 残された課題

しかしながら、刑法犯認知件数等が減少に転じたと評価できる一方で、 侵入強盗や性犯罪の認知件数は依然として高い水準にあるほか、子どもが 被害者となる事件や少年による社会を震撼させる事件が続発している。ま た、来日外国人が犯罪集団を形成して暴力団等と連携した活動を行ってい るほか、多発する振り込め詐欺等の匿名性の高い知能犯罪が国民の不安を 増幅させている。

暴力団については、暴力団対策法の施行以降、一時はその構成員の数が8万人を切るに至ったが、最近では徐々にその勢力を回復させており、従来にも増して多様かつ巧妙な手段による資金獲得活動を行うとともに、本年に入り、けん銃を使用した対立抗争事件や立てこもり事件、長崎市長が暴力団員により銃撃、殺害された事件が発生するなど、市民生活に大きな不安と脅威を与えている。平成18年末には、暴力団構成員ではないが暴力団の威力を背景にした活動や暴力団に対する協力等を行う準構成員の数が、構成員の数を初めて上回った。

さらに、本年1月に内閣府が実施した「治安に関する世論調査」によれば、現在の日本が、治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと思うかとの問に対し、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合は46.1%にとどまり、16年7月の同調査の42.4%と比べて3.7ポイント改善したものの、依然として、「そう思わない」又は「あまりそう思わない」と回答した52.5%を下回っている。さらに、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪(複数回答)としては、依然として半数以上の回答者が「自宅に入る空き巣などの犯罪」及び「すり、ひったくりなどの犯罪」を挙げるとともに、「飲酒運転による交通事故、ひき逃げなどの悪質・危険な交通法令違反」、「振り込め詐欺や悪質商法などの詐欺」及び「インターネットを利用した犯罪」を挙げる者の割合が、16年7月の同調査と比べて13.0から19.4ポイントも増加している。すなわち、

街頭犯罪や侵入犯罪が依然として国民の不安の対象となっているだけでなく、悪質・危険運転者による交通事故、匿名性の高い知能犯罪、サイバー 犯罪等が新たな国民の脅威となっていることが分かる。

このほか、近年、犯罪被害者に対する各種支援の充実、豪雨、地震等の 自然災害の発生時の備えの充実等、安全・安心に対する国民からの要望は、 ますます大きなものとなっている。

3 今後の政策の方向性

このように、我が国は、治安再生に向け、着実に歩を進めつつあるものの、 国民が真に安全・安心を享受することができる社会を実現するまでには、依 然として重大な課題が残されている。しかも、こうした残された課題につい ては、「緊急治安対策プログラム」等によりこれまで進めてきた緊急対策だ けでは必ずしも解決が容易ではなく、例えば、暴力団の存立を支える資金源 や犯罪の敢行を容易にする犯罪インフラといった、治安再生を阻む根元的要 因があるものもあると考えられる。

警察庁としては、この評価書による評価の結果を踏まえ、今後とも、都道府県警察と共にこれまで進めてきた対策を強化するとともに、残された課題の分析及びその対策の検討を進め、関係機関・団体や国民とも連携して、真の治安再生に向けた取組みを強力に推進することとする。